

第1期

屋久島町地域福祉計画

2026年度（令和8年度） ▶ 2030年度（令和12年度）



令和8年3月
鹿児島県 屋久島町

ごあいさつ

屋久島町において近年、急速に進む少子高齢化とあわせて核家族化、単身世帯の増加により家族や地域で支えあう力の弱体化や住民相互のつながりの希薄化が進むなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変わってきています。



こうした生活環境の変化に伴い、社会的孤立によるひきこもりや生活困窮世帯の増加など、地域生活課題の多様化・複合化が解決困難な事例として増加してきています。

また、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、「成年後見制度利用促進計画」と「地方再犯防止推進計画」の策定が市町村の努力義務とされたことと併せて、重層的支援体制整備に関することを盛り込んだ一体的な計画は、まさに町民が一体となり協働しあう「地域共生社会」実現につながるものであります。

このようなことから本町においては、令和8年度から令和12年度の5か年を第1期とした地域福祉計画を策定し、町民全体で取り組む施策を展開し、誰もが地域社会の一員として尊重し、支えあいながら安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けて、取り組みを推進してまいります。

結びに、この計画の策定にあたってご尽力いただきました屋久島町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた皆様、関係機関や町民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和8年3月

屋久島町長 荒木 耕治

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 地域福祉に関して	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 屋久島町を取り巻く現状	11
1 人口の動向	11
2 子どもの現状	13
3 要介護高齢者・障がいのある人の状況	17
4 アンケート調査から見た現状	18
5 地域福祉に関わる事業者調査から見た現状	35
第3章 計画の基本方針	43
1 基本理念	43
2 基本目標	43
3 重層的支援体制整備に関して	44
4 施策体系図	45
第4章 施策の展開	49
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	49
1 サービスを利用しやすい環境づくり	49
2 サービス向上の仕組みづくり	53
基本目標2 安心・安全な地域環境づくり	59
1 安心・安全を支える体制づくり	59
基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり	64
1 住民がつながる場所づくり	64
2 地域における連携の体制づくり	66
基本目標4 地域福祉の担い手づくり	68
1 福祉意識向上の体制づくり	68
2 誰もが参加できる地域づくり	70
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	75
1 計画策定の背景と趣旨	75
2 成年後見制度とは	75
3 計画の性格と法的位置づけ	77
4 計画の期間	77
5 計画の進行管理及び点検	77

6	基本的な考え方	77
7	具体的な取組・施策	78
第6章	再犯防止推進計画	83
1	計画策定の背景と趣旨	83
2	計画の性格と法的位置づけ等	83
3	再犯防止施策の対象者	83
4	計画の期間	83
5	犯罪情勢等について	84
6	現状と課題	84
7	取り組みの方向性	85
第7章	計画の推進	89
1	計画の推進体制	89
2	計画の点検・評価・推進体制	90
資料編		93
1	屋久島町地域福祉計画策定委員会設置要綱	93
2	屋久島町地域福祉計画策定委員名簿	94

「障害者」等の「害」の字の表記については、さまざまな意見があるところですが、本計画では「害」という字の否定的なイメージを考慮し、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、固有名詞や法令等を除いて「障がい」と平仮名で表記しています。

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1)社会的背景・目的

少子高齢化や核家族化の進行により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、住民の抱える福祉ニーズは一層多様化・複雑化しています。これまで国では、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野ごとに公的支援制度の整備を進めてきましたが、近年では、介護と育児を同時に担う「ダブルケア世帯」や、障がいのある子どもと要介護の親を抱える家庭など、一つの世帯や一人の住民が複数の課題を抱えるケースが増加しています。その結果、従来の縦割りの支援制度では対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」にある世帯への支援が課題となっています。

こうした複合的な課題に対応していくためには、公的な支援だけでなく、地域に暮らす人々が互いを思いやり、支え合う関係づくりを進めることが重要です。住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いの中で、誰もが孤立せず自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指していくことが求められています。

このような背景のもと、国では平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子どもや高齢者、障がい者など、すべての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現を目指す方針を示しました。これを受け、平成30年4月に施行された社会福祉法の改正では、市町村が地域住民と行政等の協働により包括的な支援体制を構築することが位置づけられ、地域福祉に関する共通事項を定めた地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

さらに、令和3年4月施行の社会福祉法改正では、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を柱とし、世代や分野を問わず支援を受け止める仕組みを整えるとともに、地域住民が主体となって課題を把握・解決できる体制の構築を目的としています。

近年では、重層的支援体制のさらなる充実に向けた見直しが進められており、令和7年3月には実施要綱が改正され、事業運営の柔軟化や財政支援の拡充が図られました。また、令和6年には厚生労働省が「地域共生社会のあり方検討会議」を設置し、孤立・孤独の防止や身寄りのない高齢者支援など、新たな地域課題への対応についても検討が進められています。これらの取り組みは、地域における多様な主体の参画を促進し、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものです。

こうした国の動向や地域の実情を踏まえ、屋久島町では、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、「屋久島町地域福祉計画」を策定します。

(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

屋久島町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「屋久島町地域福祉計画」は、屋久島町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向	
平成 28 年	6 月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月 地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月 改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月 改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正
令和 7 年	3 月 重層的支援体制整備事業実施要綱の改正
令和 7 年	5 月 中間検証と今後の制度化検討 「地域共生社会の在り方検討会議」において、5 年後の制度の施行状況を検証する中間とりまとめを公表

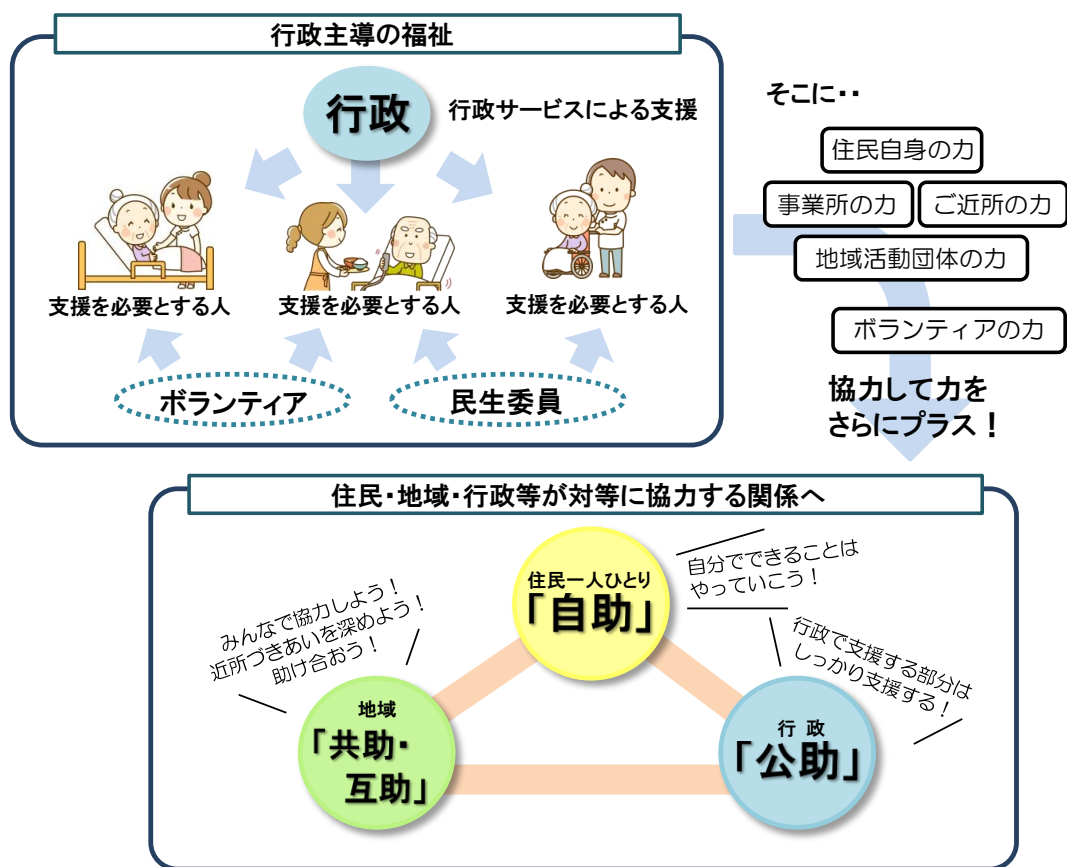
2 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、分野ごとの制度的支援にとどまらず、地域に暮らす住民や地域で活動する団体・事業者、行政が一体となって、地域社会の生活課題を共有し、その解決に取り組むことを目指すものです。

具体的には、支援を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、公的サービスの提供に加えて、地域住民によるふれあいや見守り、助け合い、健康づくりなどの支え合いの取り組みを推進していくことをいいます。

このような「地域での支え合い」をはじめ、住民と行政が協働して地域福祉の推進を図るための方向性を定めたものが、地域福祉計画です。

地域福祉の考え方



自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助

(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供

(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和3年4月1日施行）

（地域福祉の推進）

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)屋久島町における地域福祉計画の位置づけ

「屋久島町地域福祉計画」は、「屋久島町振興計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、自殺対策推進計画)等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画の一部に、生活困窮者自立支援法第3条に基づき策定する「地域生活困窮者自立支援計画」、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を含みます。

(3)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

(1)地域福祉計画策定委員会の開催

本計画を策定するにあたり、福祉、介護、行政、各種団体代表者等、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために「地域福祉計画策定委員会」で審議を行いました。

(2)アンケート調査の実施

屋久島町に居住する方及び地域福祉に関わる事業者を対象に、アンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

(3)パブリックコメントの実施

屋久島町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和8年1月29日から令和8年2月18日まで意見の募集を実施しました。

(4)国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

第2章 屋久島町を取り巻く現状

第2章 屋久島町を取り巻く現状

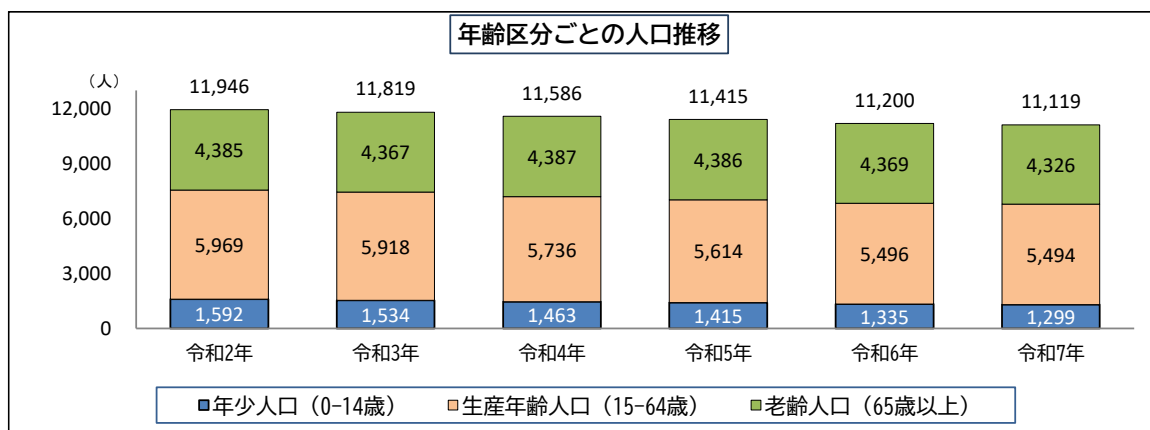
1 人口の動向

(1)人口の推移

本町の人口は、令和2年の11,946人から令和7年の11,119人と減少しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14歳の年少人口、15～64歳までの生産年齢人口は、減少傾向で推移しています。

一方、65歳以上の高齢人口は人数としてはほぼ横ばいで推移していますが、全体に占める割合は上昇しており、少子高齢化が進行しています。

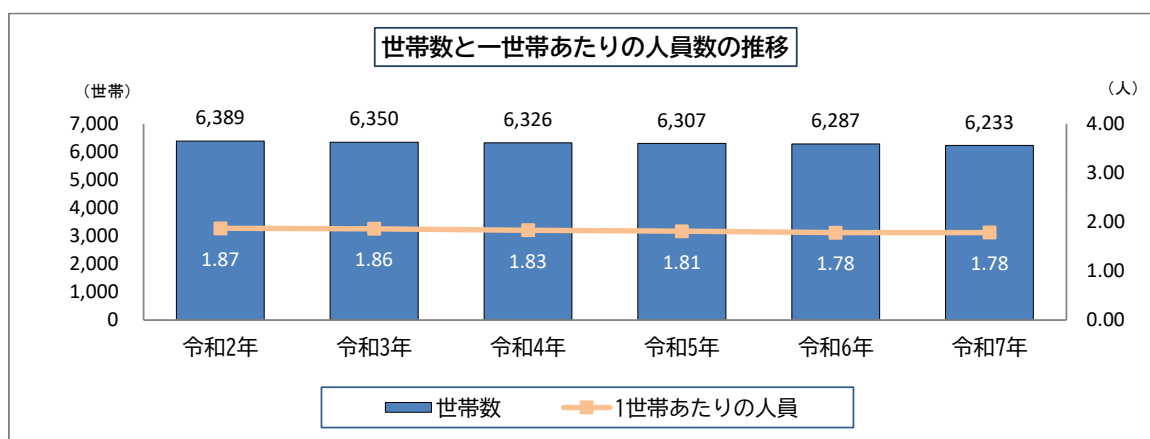


(資料：町民課／住民基本台帳 各年3月31日現在)

(2)世帯の推移

世帯の状況は、令和2年の6,389世帯から令和7年の6,233世帯と減少しています。

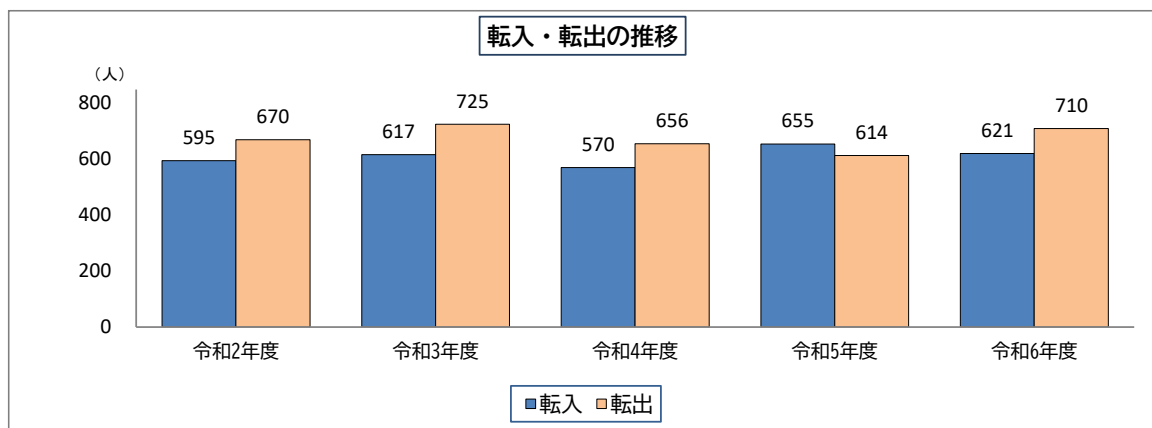
1世帯あたりの人員についても、令和2年の1.87人から令和7年は1.78人と減少しています。



(資料：町民課／住民基本台帳 各年3月31日現在)

(3) 転入・転出の推移

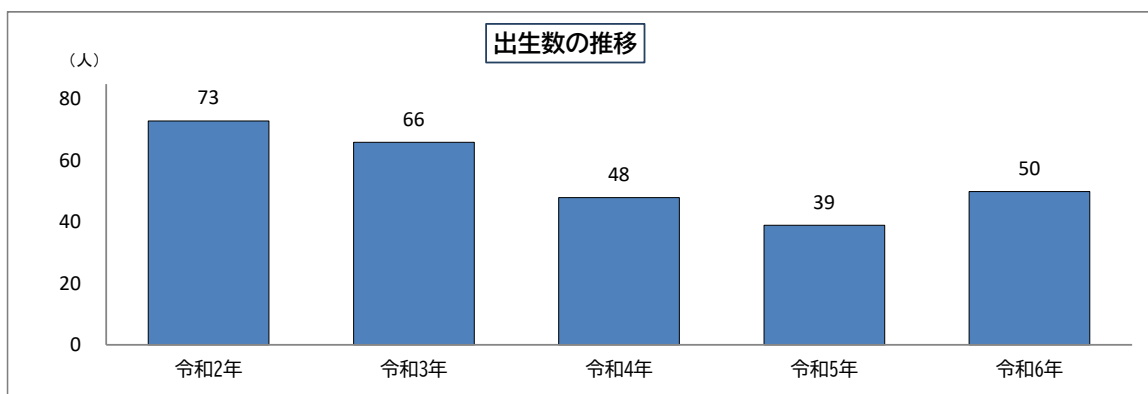
令和2年度以降の転入・転出の状況を見ると、令和5年度は転入者数が転出者数を上回りましたが、それ以外の年度では転出超過となっています。



(資料：町民課／住民基本台帳 各年度合計)

(4) 出生数の推移

出生数は、令和2年の73人から令和5年度の39人まで減少しましたが、令和6年には50人と増加しました

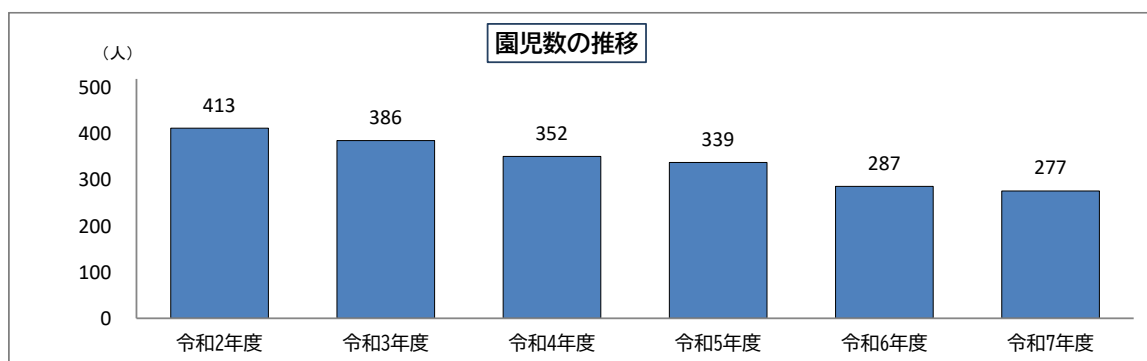


(資料：町民課／住民基本台帳 各年合計)

2 子どもの現状

(1)園児数

園児数の合計は、令和2年度の413人から令和7年度の277人と減少しています。

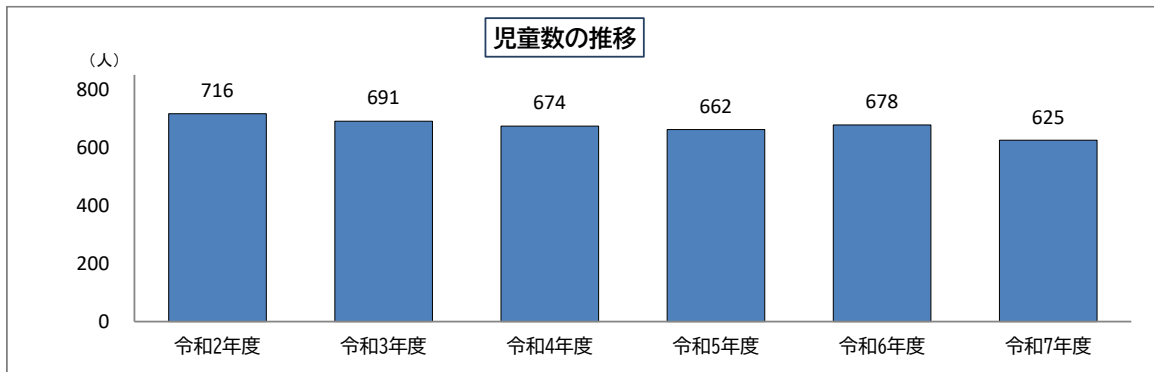


	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
なかよし保育園	93	91	88	81	86	82
ゆかり幼稚園・どんぐりの森保育園	84	80	68	54	43	43
すみれ子ども園	85	79	67	74	55	53
安房保育園	70	72	73	75	70	67
あゆみの森 こども園	47	42	39	36	30	28
白百合保育園	24	16	11	14	(閉園)	(閉園)
マンマハウス	10	6	6	5	3	4
八幡幼稚園	10	14	10	6	10	7
合 計	413	386	352	339	287	277

(資料：福祉支援課 各年度5月1日現在)

(2)児童数

児童数の合計は、令和2年度の716人から令和7年度の625人と減少しています。



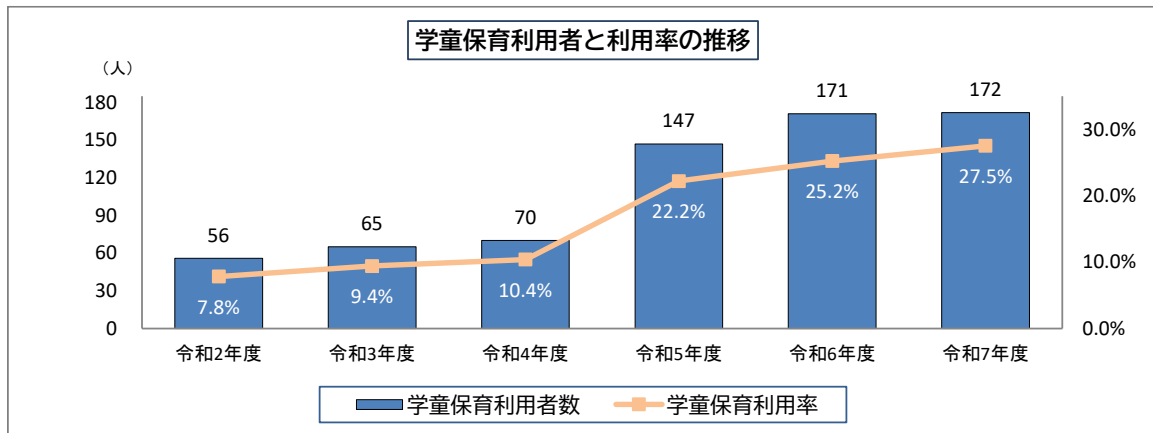
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
金岳小学校	11	12	7	4	3	2
永田小学校	16	18	14	14	13	13
一湊小学校	32	30	29	36	34	34
宮浦小学校	215	207	204	188	187	166
小瀬田小学校	48	57	56	57	60	57
安房小学校	223	198	193	191	199	179
神山小学校	82	84	89	90	94	91
八幡小学校	61	58	54	56	65	62
栗生小学校	28	27	28	26	23	21
合 計	716	691	674	662	678	625

(資料：町教育委員会 各年度5月1日現在)

(3)学童保育

学童保育利用者数の合計は、令和2年度の56人から令和7年度の172人と増加しています。

また、児童数合計に占める学童保育の利用率も、令和2年度の 7.8%から令和7年度の 27.5%と増加しています。

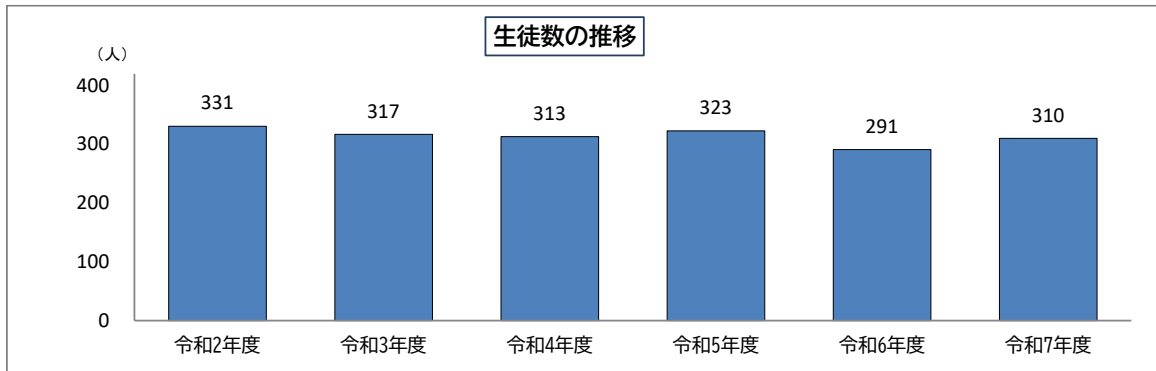


	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学童保育所 やくしま すぎっこくらぶ	35	35	35	35	35	35
学童 cocoro (安房児童 クラブ)	21	30	35	35	35	35
くろーばー	—	—	—	15	20	20
学童保育てとて	—	—	—	32	32	32
山ん子の舎 (いえ)	—	—	—	30	19	25
ジョイナス	—	—	—	—	30	25
合 計	56	65	70	147	171	172

(資料：福祉支援課 各年度5月1日現在)

(4)生徒数

中学校生徒数は、令和2年度の331人から令和7年度の310人と年ごとの増減はあるものの減少しています。



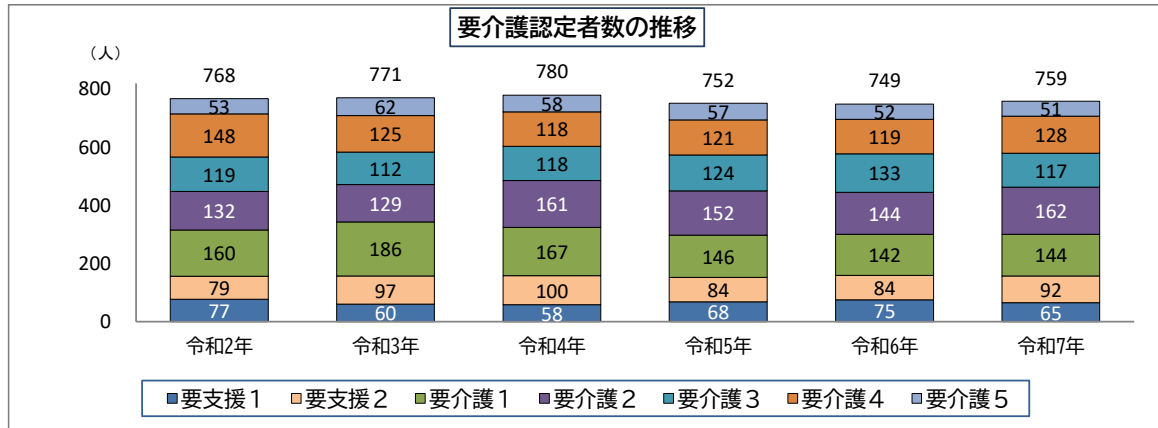
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
金岳中学校	3	7	8	7	2	1
中央中学校	164	156	154	158	138	141
安房中学校	87	78	79	85	81	88
岳南中学校	77	76	72	73	70	80
合 計	331	317	313	323	291	310

(資料：町教育委員会 各年度5月1日現在)

3 要介護高齢者・障がいのある人の状況

(1) 要介護認定者数の状況

要介護認定者数は、令和2年の768人から令和7年の759人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

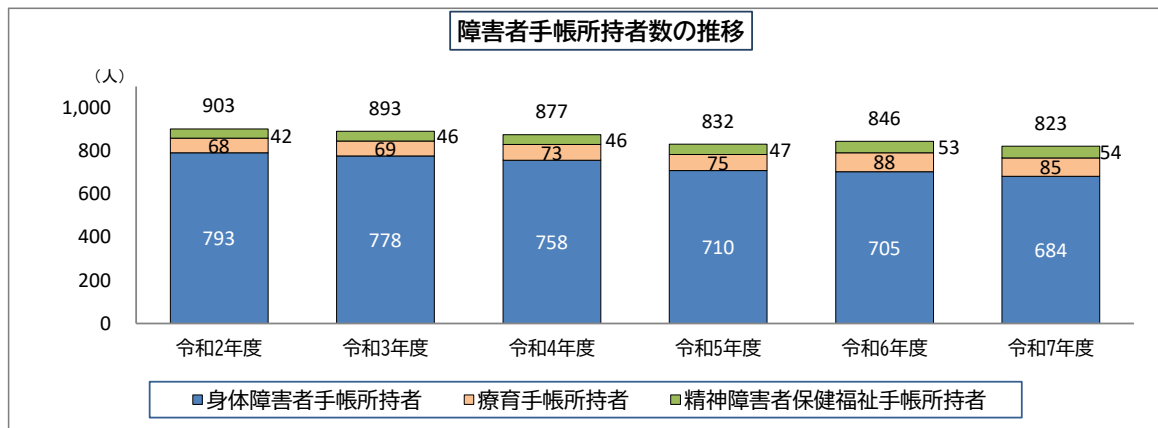


(資料：介護保険事業状況報告 各年3月31日現在)

(2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、令和2年度の903人から令和7年度の823人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

障害者手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。



(資料：福祉支援課 各年度3月31日現在)

4 アンケート調査から見た現状

(1)調査概要

①調査の目的

本調査は、「屋久島町地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についての住民の意識や意向を把握し、今後の福祉施策を展開するための基礎資料として実施しました。

②調査対象者

屋久島町にお住いの20歳以上の方の中から1,000名を無作為抽出

③調査方法

郵送による配布、郵送及びWEBを利用した回収

④調査期間

令和7年9月

⑤回収状況

調査対象者数	郵送回答者数	WEB 回答者数	合計回答者数	有効回答率
1,000	363	75	438	43.8%

⑥集計上の注意

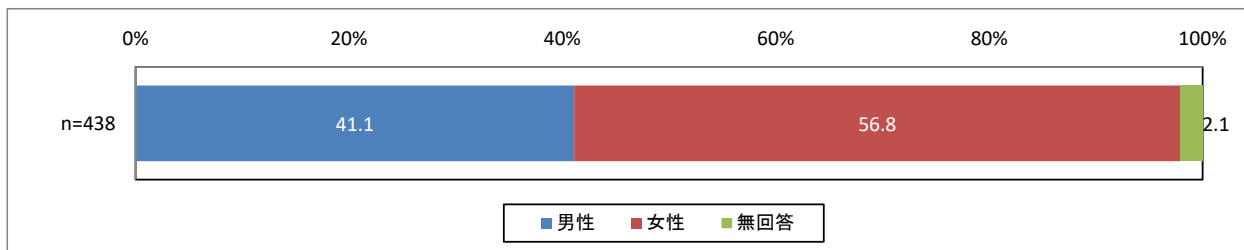
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図表中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

(2)調査結果

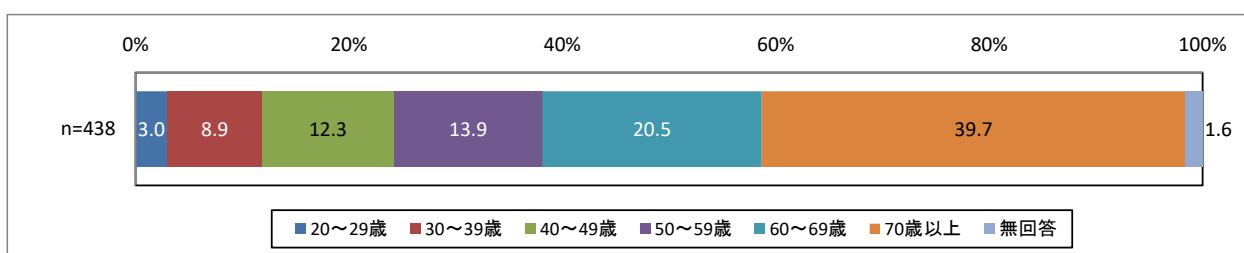
①あなたのことについて

アンケート調査の回答者を見ると、「男性」より「女性」が多くなっており、年齢では「70歳以上」の高齢者が最も多く全体の4割近くを占めます。

【性別】

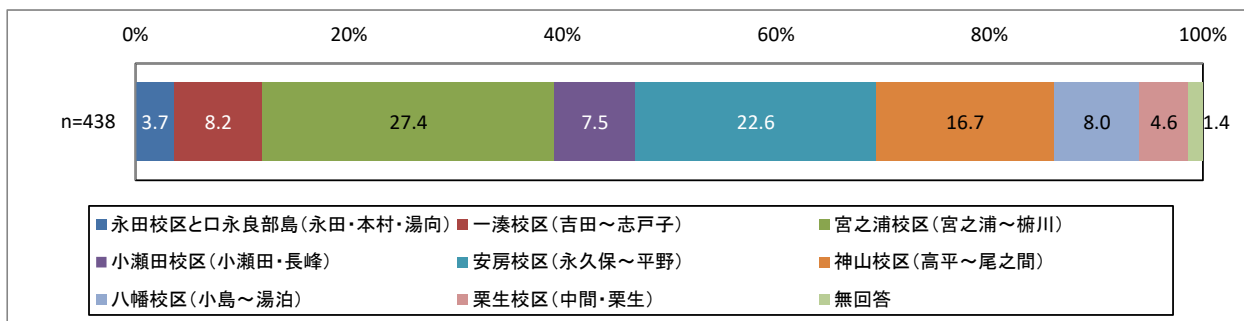


【年齢】



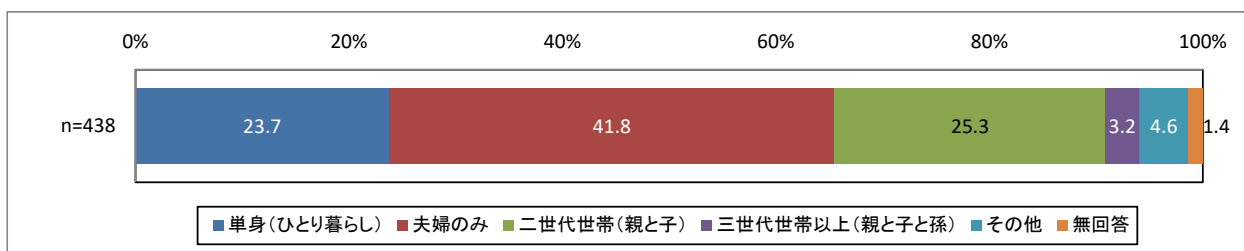
居住地域においては「宮之浦校区」と「安房校区」が多く、あわせて5割以上となっています。

【居住地域】



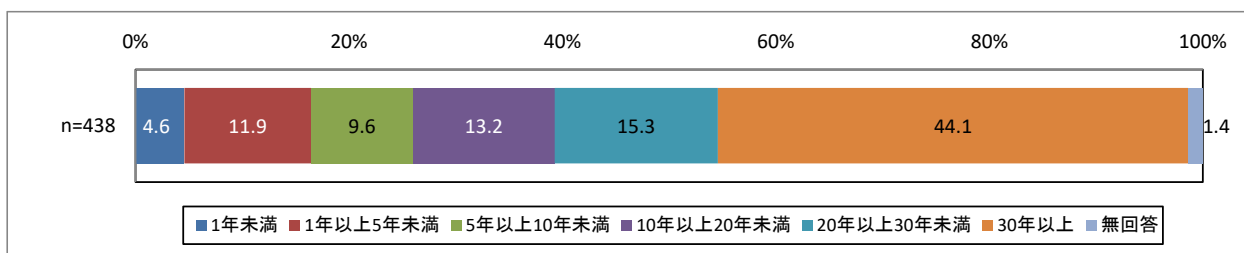
家族構成は「夫婦のみ」が4割以上と最も多く、「単身(ひとり暮らし)」も2割強となっています。

【家族構成】



居住年数は、「30年以上」居住されている方が全体の4割以上を占めています。

【居住年数】

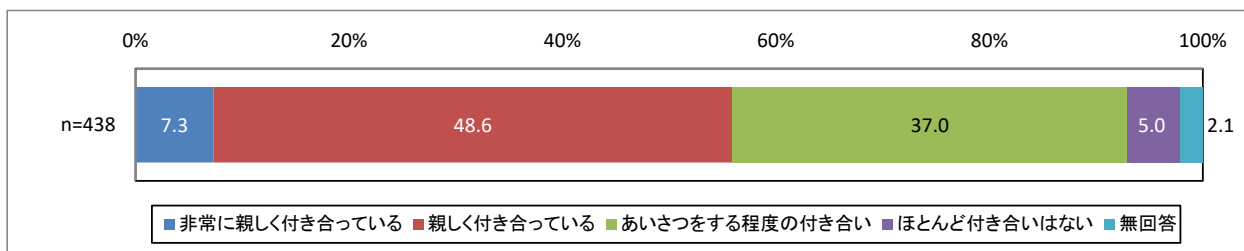


②「地域」との関わりについて

近所づきあいの状況では、「親しく付き合っている」と「非常に親しく付き合っている」をあわせた『親しく付き合っている』とした方が5割以上となっています。

特に、「居住年数が少ない方」は、「あいさつをする程度の付き合い」「ほとんど付き合いはない」の割合が多い事から、こういった方々の近所づきあいが大切になってきます。

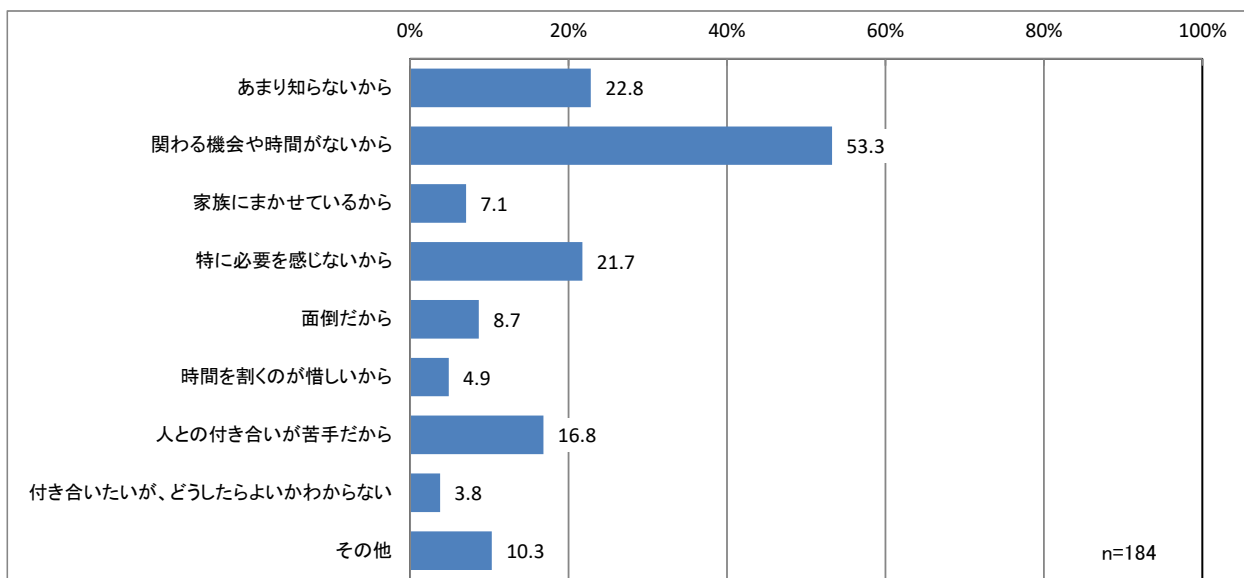
【近所づきあいの状況】



属性	区分	全体	近所づきあいの状況				無回答
			非常に親しく付き合っている	親しく付き合っている	あいさつをする程度の付き合い	ほとんど付き合いはない	
居住年数	1年未満	100.0 20	0.0 0	25.0 5	55.0 11	20.0 4	0.0 0
	1年以上5年未満	100.0 52	0.0 0	34.6 18	57.7 30	7.7 4	0.0 0
	5年以上10年未満	100.0 42	7.1 3	33.3 14	52.4 22	7.1 3	0.0 0
	10年以上20年未満	100.0 58	8.6 5	53.4 31	34.5 20	3.4 2	0.0 0
	20年以上30年未満	100.0 67	7.5 5	46.3 31	43.3 29	1.5 1	1.5 1
	30年以上	100.0 193	9.8 19	59.1 114	25.9 50	4.1 8	1.0 2

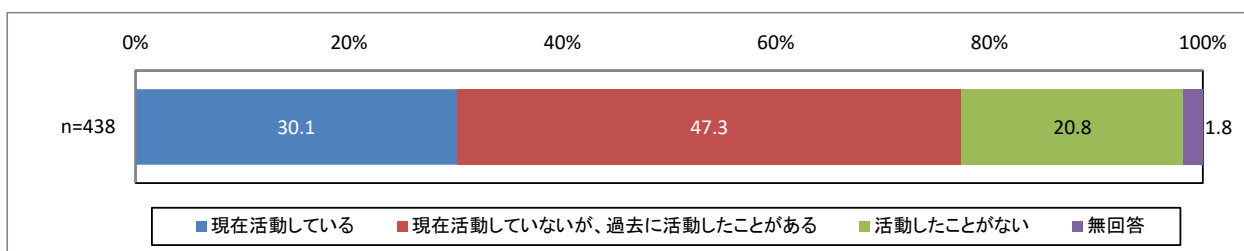
近所づきあいが無い理由としては、「関わる機会や時間がないから」の割合が多くなっています。

【近所づきあいが無い理由】



地域活動の参加状況では、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が約5割と最も多くなっていますが、「活動したことがない」が2割強みられます。特に「20歳代」の若い世代では「活動したことがない」の割合が多くなっています。

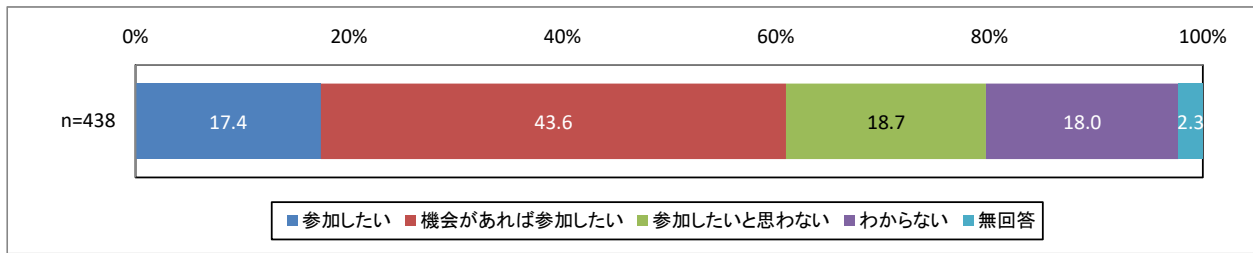
【地域活動の参加状況】



属性	区分	全体	現在活動していないが、過去に活動したことがある			無回答
			現在活動している	現在活動していないが、過去に活動したことがある	活動したことがない	
年齢	20~29歳	100.0	15.4	15.4	69.2	0.0
		13	2	2	9	0
	30~39歳	100.0	51.3	23.1	25.6	0.0
		39	20	9	10	0
	40~49歳	100.0	57.4	14.8	27.8	0.0
		54	31	8	15	0
	50~59歳	100.0	37.7	47.5	14.8	0.0
	61	23	29	9	0	
60~69歳	100.0	25.6	55.6	16.7	2.2	
	90	23	50	15	2	
70歳以上	100.0	18.4	62.1	19.0	0.6	
	174	32	108	33	1	

一方、地域活動への今後の参加希望では、「機会があれば参加したい」が最も多く、「20・30歳代」の比較的若い世代では「参加したい」が多くみられることから、「活動はしたことがないが参加したい」と考えている若い世代が参加しやすいような環境の整備が必要です。

【地域活動への今後の参加希望】

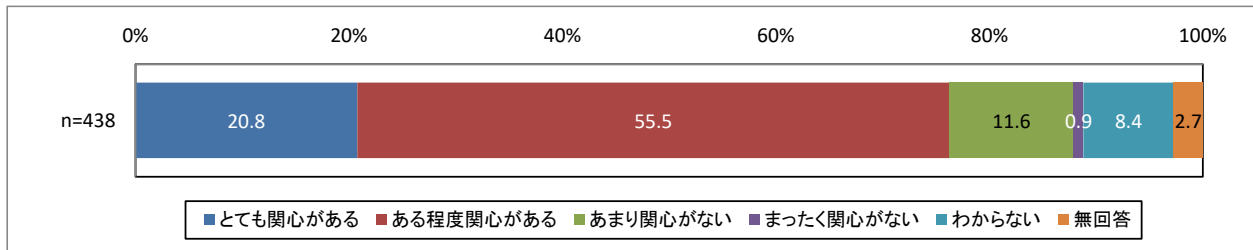


属性	区分	全体	参加希望				
			参加したい	機会があれば参加したい	参加したいと思わない	わからない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 13	30.8 4	38.5 5	15.4 2	15.4 2	0.0 0
	30～39歳	100.0 39	25.6 10	41.0 16	20.5 8	12.8 5	0.0 0
	40～49歳	100.0 54	18.5 10	50.0 27	18.5 10	13.0 7	0.0 0
	50～59歳	100.0 61	13.1 8	49.2 30	23.0 14	14.8 9	0.0 0
	60～69歳	100.0 90	20.0 18	42.2 38	15.6 14	20.0 18	2.2 2
	70歳以上	100.0 174	14.9 26	42.5 74	19.0 33	21.8 38	1.7 3

③「福祉」について

福祉への関心度については、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた『関心がある』人の割合が約8割となっており、福祉への関心がある人が多くなっていますが、「あまり関心がない」「わからない」とした回答が比較的若い世代に多くみられることから、若い世代の福祉への関心を高めることが重要となってきます。

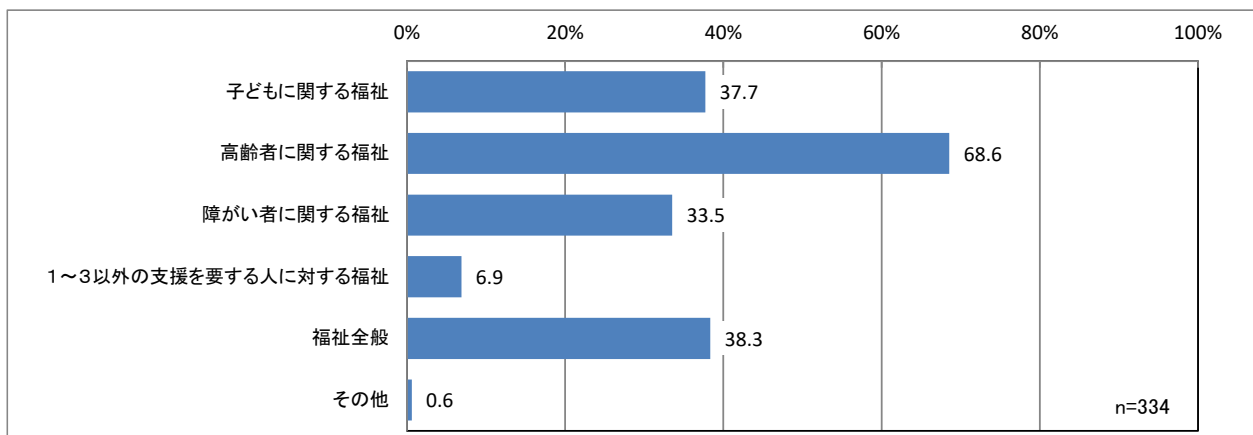
【福祉への関心度】



属性	区分	全体	関心度					無回答
			とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない	
年齢	20～29歳	100.0 13	7.7 1	53.8 7	15.4 2	0.0 0	23.1 3	0.0 0
	30～39歳	100.0 39	15.4 6	46.2 18	25.6 10	2.6 1	7.7 3	2.6 1
	40～49歳	100.0 54	18.5 10	59.3 32	16.7 9	1.9 1	3.7 2	0.0 0
	50～59歳	100.0 61	14.8 9	60.7 37	16.4 10	0.0 0	8.2 5	0.0 0
	60～69歳	100.0 90	30.0 27	52.2 47	7.8 7	0.0 0	7.8 7	2.2 2
	70歳以上	100.0 174	21.3 37	58.0 101	7.5 13	1.1 2	9.8 17	2.3 4

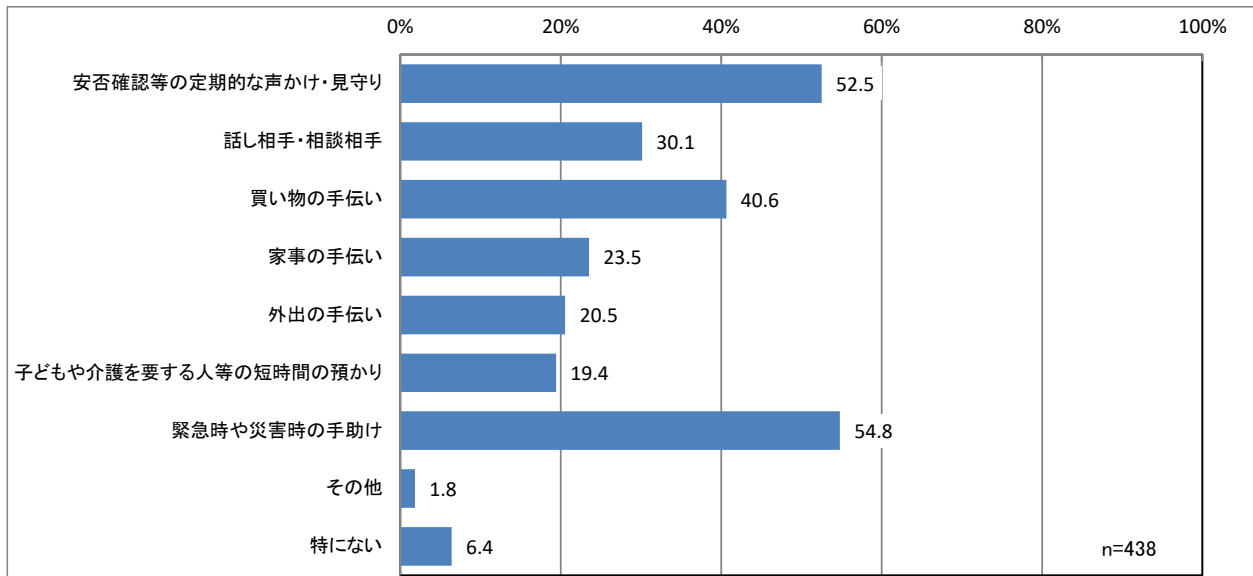
関心のある福祉分野では、「高齢者に関する福祉」が約7割と最も多くなっており、関心の高さがうかがえます。

【関心のある福祉分野】

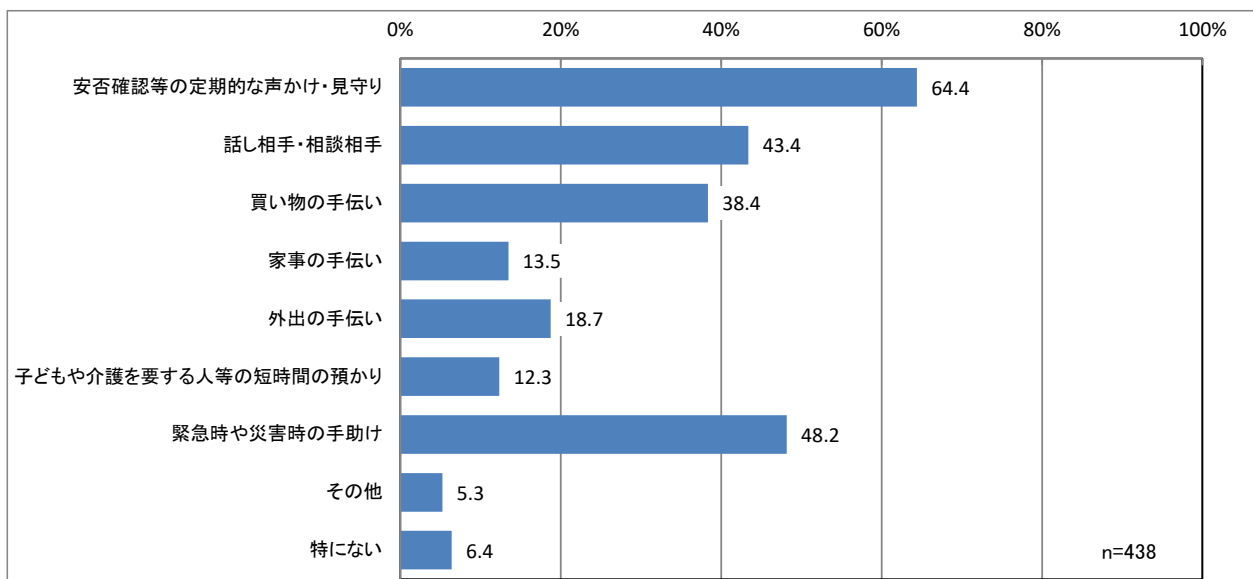


「日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援」、「日常生活上困っている人がいた場合にできると思う支援」ともに、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」、「緊急時や災害時の手助け」、「買い物の手伝い」、「話し相手・相談相手」などが上位を占めていることから、支援してほしい方と支援できる方をうまく繋げていくことができるような施策や取り組みが必要だと考えられます。

【日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援】

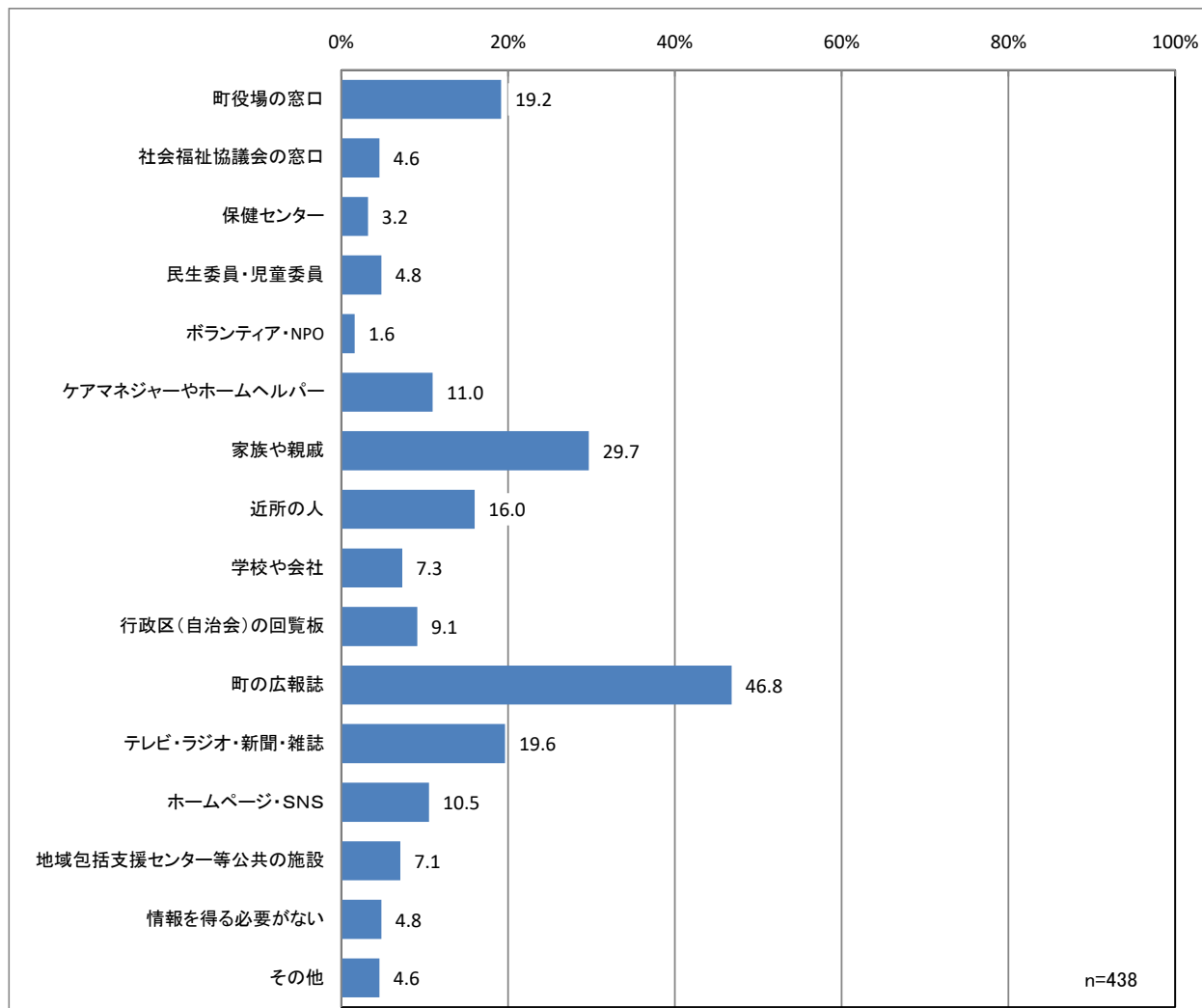


【日常生活上困っている人がいた場合にできると思う支援】



「福祉サービス」に関する情報の入手先では、「町の広報誌」が半数近くで最も多く、次いで「家族や親戚」、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の順となっています。年代別でみると、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」では年齢の高い方が多く、「ホームページやSNS」では比較的年齢が低い方に多くなっています。このことから、若い世代への広報・啓発手段として、ホームページやSNSなどのインターネット媒体の利用が有効だと考えられます。

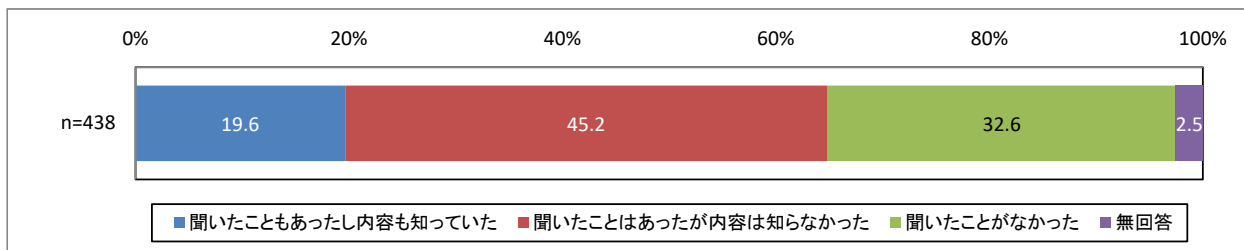
【「福祉サービス」に関する情報の入手先】



属性	区分	全体	入手先															
			町役場の窓口	社会福祉協議会の窓口	保健センター	民生委員・児童委員	ボランティア・NPO	ケアマネジャーやホームヘルパー	家族や親戚	近所の人	学校や会社	行政区(自治会)の回覧板	町の広報誌	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	ホームページ・SNS	地域包括支援センター等公共の施設	情報を得る必要がない	その他
年齢	20~29歳	100.0	23.1	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	38.5	7.7	15.4	7.7	30.8	7.7	23.1	0.0	7.7	7.7
		13	3	0	2	0	0	0	5	1	2	1	4	1	3	0	1	1
	30~39歳	100.0	28.2	2.6	2.6	0.0	0.0	0.0	25.6	12.8	17.9	2.6	48.7	12.8	12.8	0.0	7.7	7.7
		39	11	1	1	0	0	0	10	5	7	1	19	5	5	0	3	3
	40~49歳	100.0	14.8	1.9	1.9	3.7	1.9	5.6	22.2	5.6	25.9	7.4	48.1	5.6	20.4	3.7	9.3	7.4
		54	8	1	1	2	1	3	12	3	14	4	26	3	11	2	5	4
	50~59歳	100.0	26.2	3.3	3.3	8.2	0.0	11.5	19.7	3.3	6.6	3.3	41.0	19.7	32.8	0.0	11.5	3.3
	61	16	2	2	5	0	7	12	2	4	2	25	12	20	0	7	2	
60~69歳	100.0	23.3	5.6	4.4	2.2	2.2	12.2	25.6	18.9	4.4	14.4	52.2	23.3	5.6	12.2	2.2	1.1	
	90	21	5	4	2	2	11	23	17	4	13	47	21	5	11	2	1	
70歳以上	100.0	14.4	6.3	2.3	6.9	2.3	14.9	38.5	23.6	0.6	10.9	48.3	25.3	1.1	10.3	1.7	5.2	
	174	25	11	4	12	4	26	67	41	1	19	84	44	2	18	3	9	

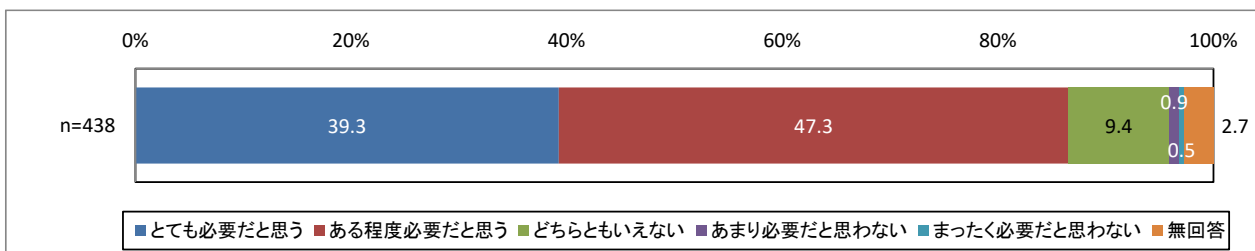
「地域福祉」という言葉について、「聞いたことはあるが内容はわからない」と「聞いたことがない」をあわせた『内容がわからない』の回答が約8割となっていることから、「地域福祉」に関する広報啓発が必要です。

【「地域福祉」という言葉の認知度】



生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた『必要だと思う』の回答が約9割となっており、地域での支え合いや助け合いが重要視されている現状がみられます。

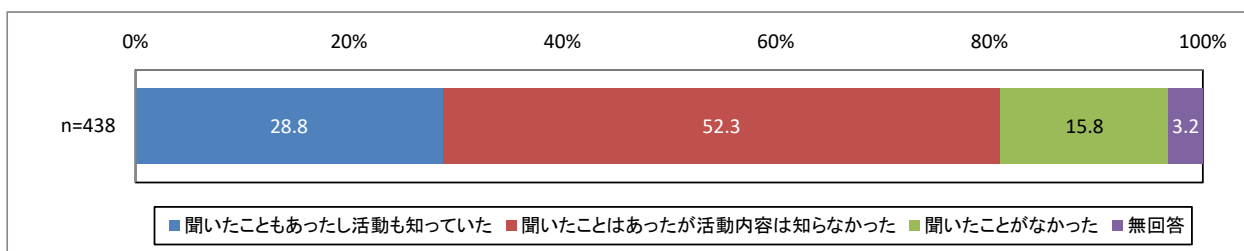
【住民同士の助け合いや支え合いの必要性】



④地域福祉に関わる機関や団体について

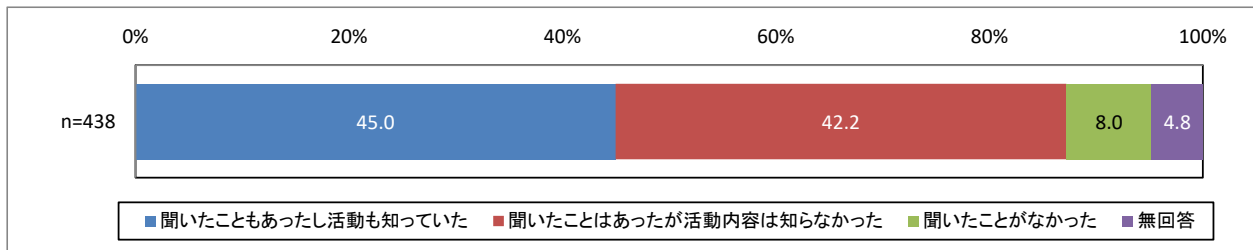
「社会福祉協議会」の活動内容に関して、「聞いたこともあったし活動も知っていた」は約3割、「民生委員・児童委員」の活動内容に関して、「聞いたこともあったし活動も知っていた」は約5割となっています。また、どちらも「聞いたこともあるし活動も知っている」の割合は高齢者に多くみられ、若い世代は「聞いたことがない」を含め活動内容をあまり知らないという現状がみられます。

【社会福祉協議会の活動の認知度】



属性	区分	全体	聞いたこともあつたし活動も知っていた	聞いたことはあつたが活動内容は知らなかつた	聞いたことがなかつた	無回答
年齢	20～29歳	100.0 13	7.7 1	38.5 5	53.8 7	0.0 0
	30～39歳	100.0 39	12.8 5	56.4 22	30.8 12	0.0 0
	40～49歳	100.0 54	29.6 16	44.4 24	24.1 13	1.9 1
	50～59歳	100.0 61	36.1 22	52.5 32	11.5 7	0.0 0
	60～69歳	100.0 90	32.2 29	54.4 49	11.1 10	2.2 2
	70歳以上	100.0 174	30.5 53	54.6 95	11.5 20	3.4 6

【民生委員・児童委員の活動の認知度】

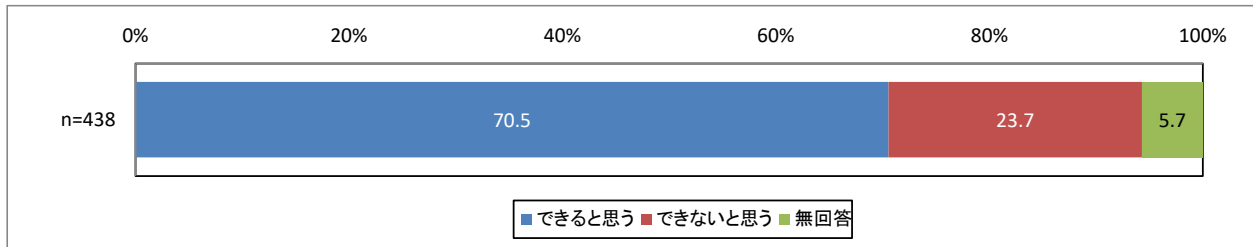


属性	区分	全体	聞いたこともあつたし活動も知っていた	聞いたことはあつたが活動内容は知らなかつた	聞いたことがなかつた	無回答
年齢	20～29歳	100.0 13	23.1 3	15.4 2	61.5 8	0.0 0
	30～39歳	100.0 39	23.1 9	53.8 21	23.1 9	0.0 0
	40～49歳	100.0 54	37.0 20	50.0 27	11.1 6	1.9 1
	50～59歳	100.0 61	49.2 30	41.0 25	8.2 5	1.6 1
	60～69歳	100.0 90	44.4 40	47.8 43	3.3 3	4.4 4
	70歳以上	100.0 174	54.6 95	37.4 65	2.3 4	5.7 10

⑤災害時の避難について

災害時の避難に関して、「できると思う」が7割以上と多くなっていますが、「できないと思う」も2割以上みられます。「できないと思う」は「女性」に多く、年齢では「20・30歳代」の比較的若い世代に多くみられる結果となりました。

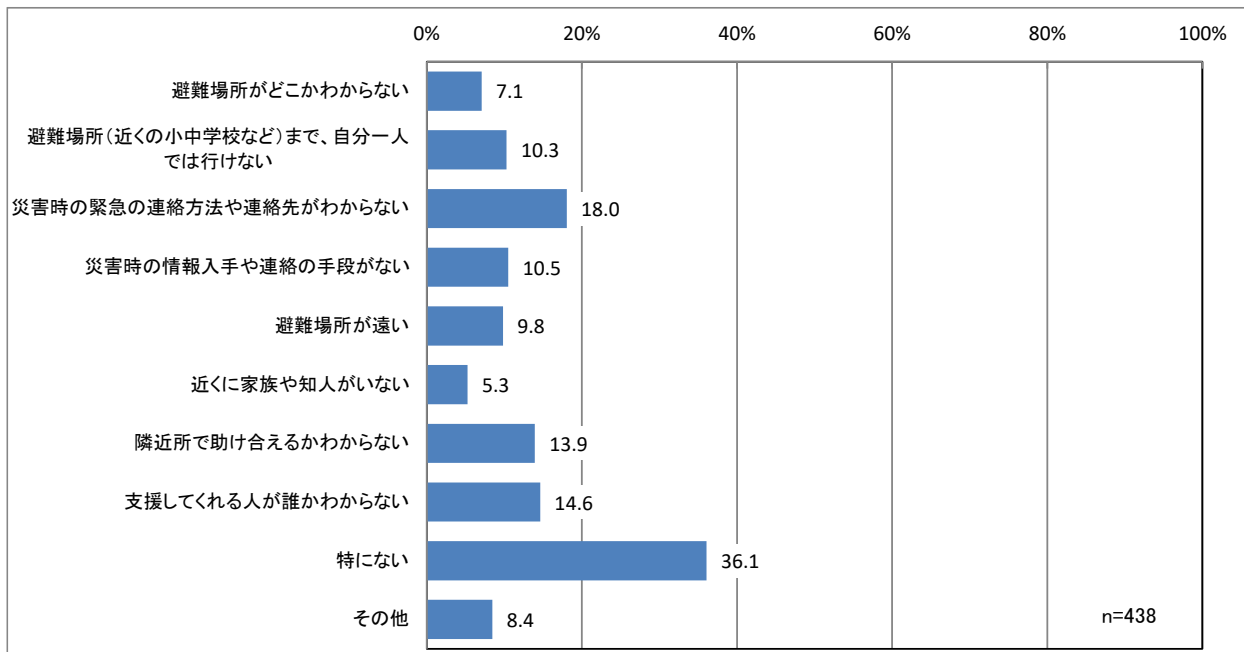
【災害時の避難】



属性	区分	全体	区分		
			できると 思う	できないと 思う	無 回 答
性別	男性	100.0 180	75.6 136	18.3 33	6.1 11
	女性	100.0 249	68.3 170	28.1 70	3.6 9
年齢	20～29歳	100.0 13	61.5 8	38.5 5	0.0 0
	30～39歳	100.0 39	61.5 24	38.5 15	0.0 0
	40～49歳	100.0 54	77.8 42	20.4 11	1.9 1
	50～59歳	100.0 61	78.7 48	13.1 8	8.2 5
	60～69歳	100.0 90	72.2 65	21.1 19	6.7 6
	70歳以上	100.0 174	69.5 121	25.3 44	5.2 9

災害時に困ることとしては、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」、「支援してくれる人が誰かわからない」、「隣近所で助け合えるかわからない」が多くなっており、「避難場所まで、自分一人では行けない」、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」、「避難場所が遠い」が「70歳以上」の高齢者に多くみられ、「避難場所がどこかわからない」は「20歳代」の若い世代に多くみられます。

【災害時に困ること】

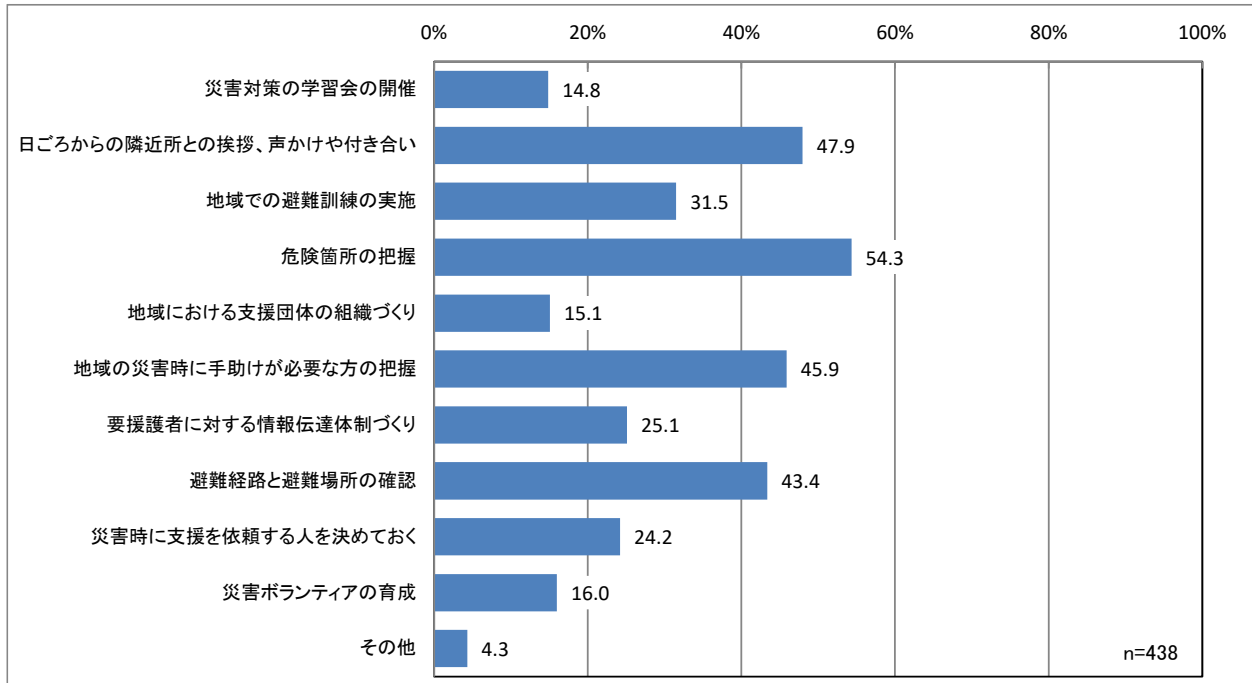


属性	区分	全体	避難場所がどこかわからない	避難場所(近くの小中学校など)まで、自分一人では行けない	災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない	災害時の情報入手や連絡の手段がない	避難場所が遠い	近くに家族や知人がいない	隣近所で助け合えるかわからない	支援してくれる人が誰かわからない	特になし	その他
			割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
年齢	20～29歳	100.0	23.1	0.0	15.4	7.7	7.7	7.7	15.4	23.1	46.2	0.0
		13	3	0	2	1	1	1	2	3	6	0
	30～39歳	100.0	15.4	7.7	15.4	12.8	7.7	12.8	7.7	17.9	25.6	10.3
		39	6	3	6	5	3	5	3	7	10	4
	40～49歳	100.0	0.0	0.0	16.7	16.7	5.6	3.7	18.5	13.0	38.9	13.0
		54	0	0	9	9	3	2	10	7	21	7
	50～59歳	100.0	3.3	1.6	13.1	8.2	0.0	6.6	6.6	6.6	54.1	11.5
	61	2	1	8	5	0	4	4	4	33	7	
60～69歳	100.0	11.1	7.8	17.8	10.0	7.8	3.3	13.3	16.7	31.1	11.1	
	90	10	7	16	9	7	3	12	15	28	10	
70歳以上	100.0	5.2	19.5	21.3	9.8	16.1	4.6	17.2	14.9	34.5	5.2	
	174	9	34	37	17	28	8	30	26	60	9	

災害時の備えとして重要なことでは、「危険箇所の把握」が半数以上と最も多くなっており、年代別では「地域での避難訓練の実施」、「避難経路と避難場所の確認」などにおいて、比較的若い世代の割合が多くなっています。

このような現状から、若い世代を中心にして避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い災害に対する理解を深めていただくことが急務であると考えられます。

【災害時の備えとして重要なこと】

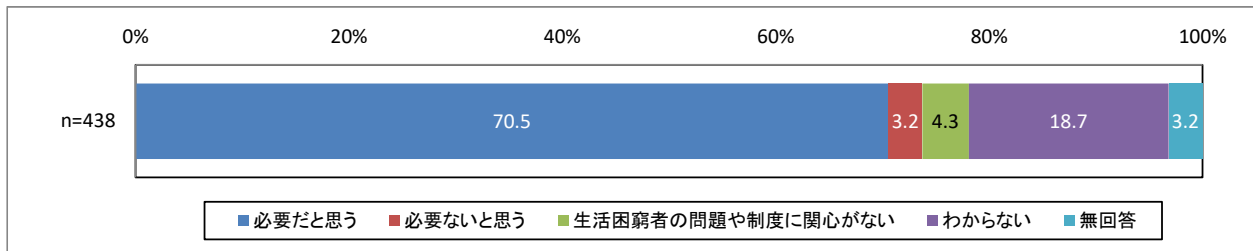


属性	区分	全体	災害対策の学習会の開催	日ごろからの挨拶、声かけや付き合い	地域での避難訓練の実施	危険箇所の把握	地域における支援団体の組織づくり	地域の災害時に手助けが必要な方の把握	要援護者に対する情報伝達体制づくり	避難経路と避難場所の確認	災害時に支援を依頼する人を決めておく	災害ボランティアの育成	その他
年齢	20～29歳	100.0 13	7.7 1	30.8 4	30.8 4	61.5 8	7.7 1	30.8 4	23.1 3	69.2 9	15.4 2	0.0 0	0.0 0
	30～39歳	100.0 39	17.9 7	43.6 17	48.7 19	59.0 23	7.7 3	56.4 22	28.2 11	53.8 21	15.4 6	17.9 7	2.6 1
	40～49歳	100.0 54	18.5 10	42.6 23	35.2 19	59.3 32	14.8 8	51.9 28	24.1 13	51.9 28	18.5 10	14.8 8	7.4 4
	50～59歳	100.0 61	18.0 11	37.7 23	24.6 15	68.9 42	19.7 12	49.2 30	39.3 24	52.5 32	23.0 14	14.8 9	8.2 5
	60～69歳	100.0 90	14.4 13	46.7 42	28.9 26	50.0 45	17.8 16	43.3 39	27.8 25	36.7 33	30.0 27	15.6 14	4.4 4
	70歳以上	100.0 174	13.2 23	56.9 99	31.6 55	50.0 87	14.9 26	44.8 78	19.5 34	37.4 65	26.4 46	18.4 32	2.9 5

⑥生活困窮者の自立支援について

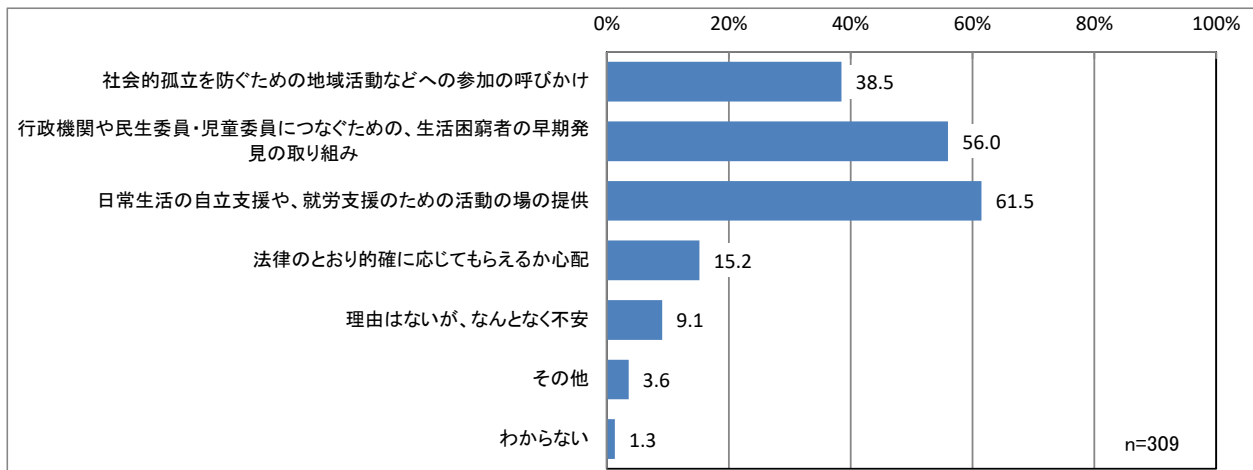
生活困窮者の問題や支援に関しては、「必要だと思う」が7割以上と多くなっており、「必要ないと思う」は1割未満と非常に少なくなっています。

【生活困窮者の問題や支援】

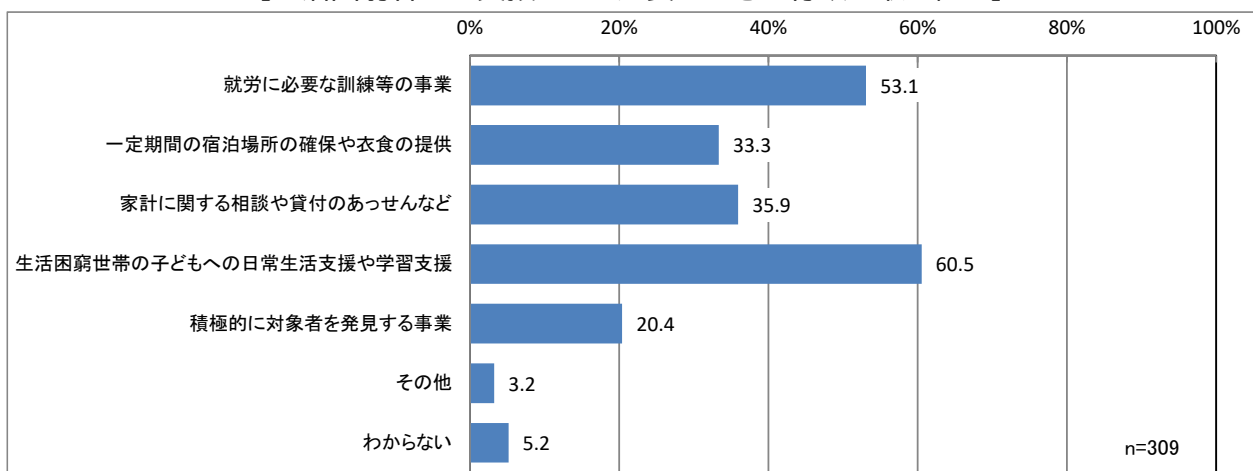


生活困窮者への支援として必要だと思う地域の取り組みでは、「日常生活の自立支援や、就労支援のための活動の場の提供」、生活困窮者への支援として必要だと思う行政の取り組みでは、「生活困窮世帯の子どもへの日常生活支援や学習支援」が最も多くなっています。

【生活困窮者への支援として必要だと思う地域の取り組み】



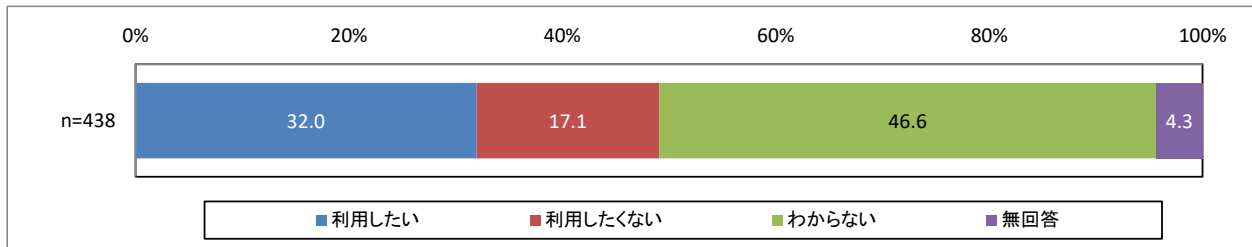
【生活困窮者への支援として必要だと思う行政の取り組み】



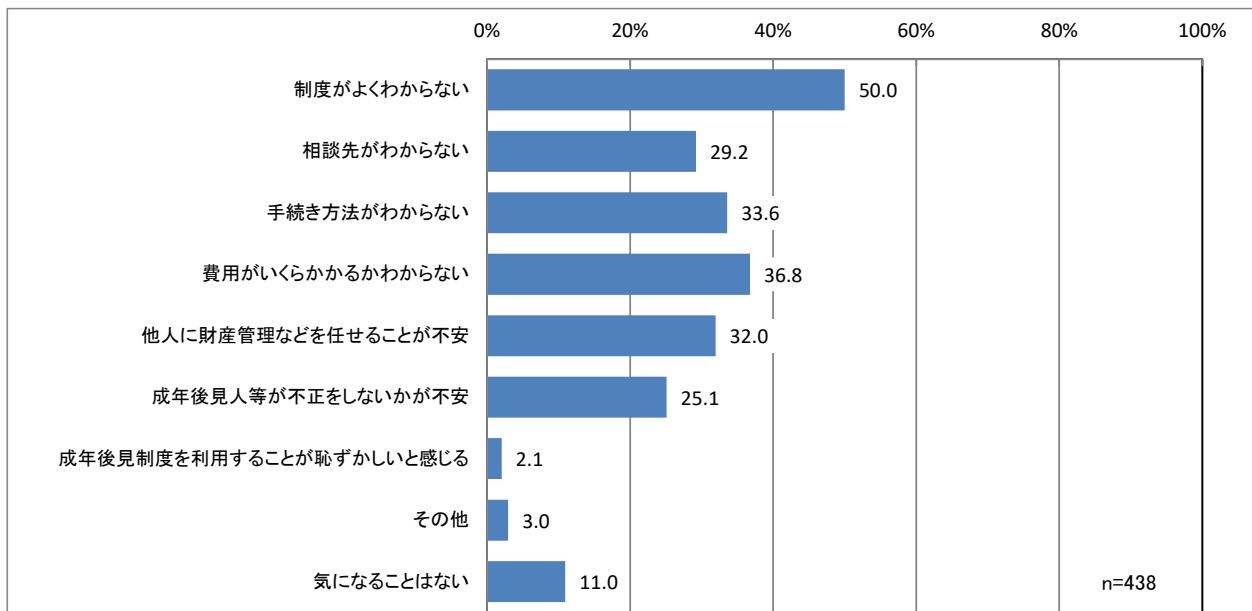
⑦成年後見制度について

自身や家族が日常生活を送るうえで判断能力に支援が必要になったときの成年後見制度の利用意向に関しては、「わからない」が半数近くと多くっており、成年後見制度の利用に関して気になることでは、「制度がよくわからない」、「費用がいくらかかるかわからない」、「手続き方法がわからない」などが多くなっていることから、成年後見制度に関する広報啓発が必要だと考えられます。

【判断能力に支援が必要になったときの成年後見制度の利用意向】



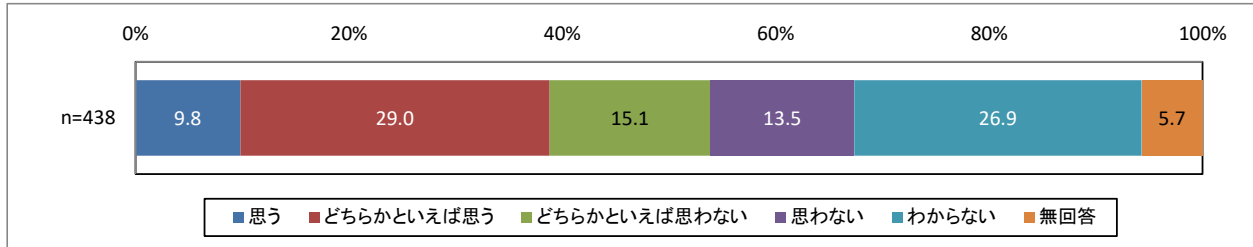
【成年後見制度の利用に関して気になること】



⑧地域における再犯防止について

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかでは、「どちらかといえば思う」と「思う」をあわせ『思う』が4割近くとなっており、「どちらかといえば思わない」と「思わない」をあわせた『思わない』は3割近くとなっています。

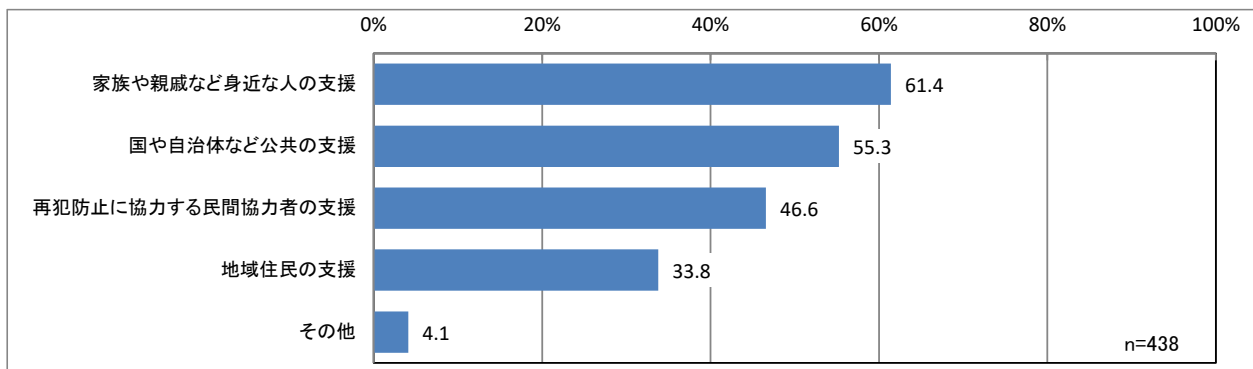
【犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか】



再犯防止(犯罪をした人が立ち直り、再び犯罪をしないようにすること)のために必要だと思うことでは、「家族や親戚など身近な人の支援」が6割以上、「国や自治体など公共の支援」が5割以上と多くなっています。

なお、「地域住民の支援」は3割程度となっています。

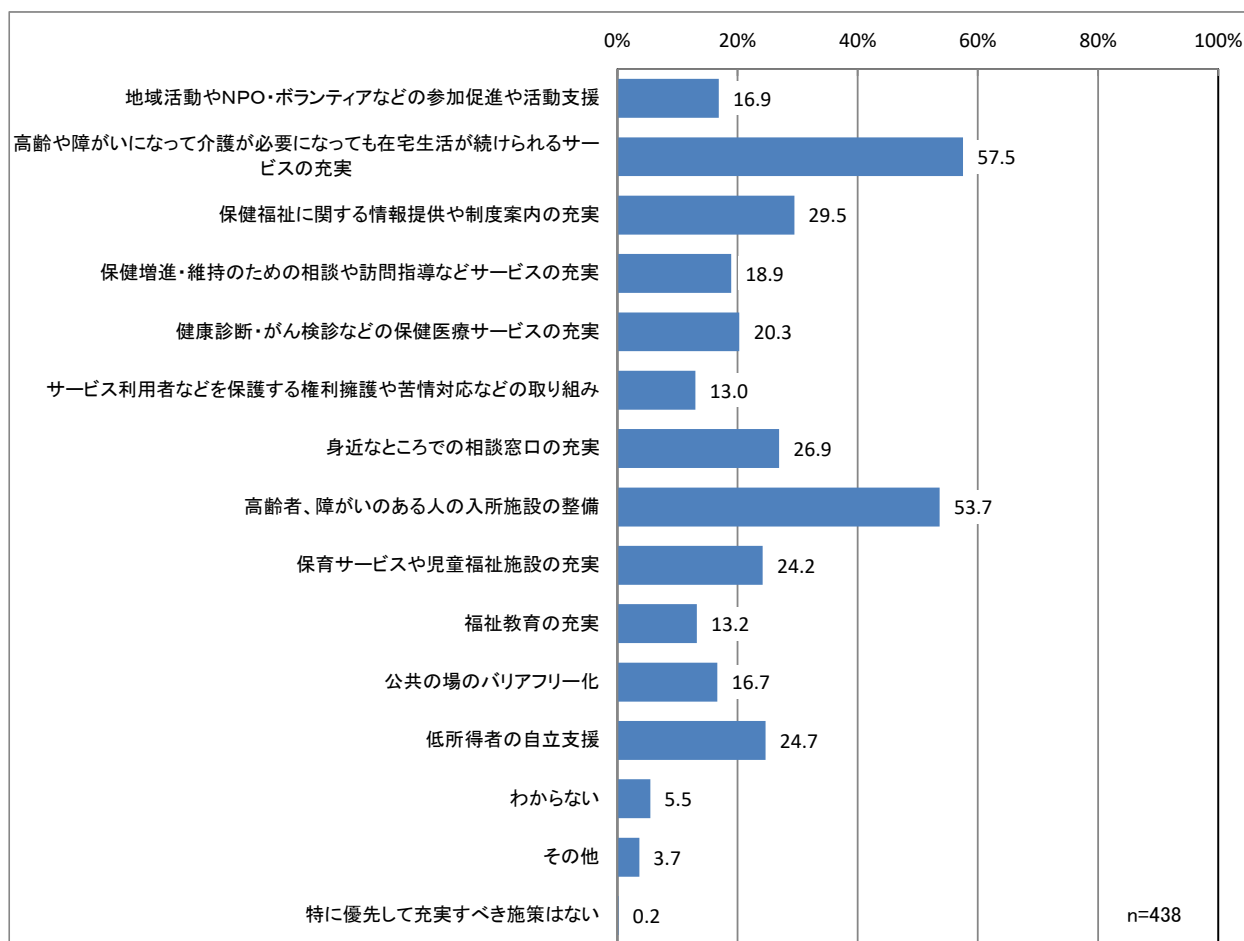
【再犯防止のために必要だと思うこと】



⑨今後の地域福祉のあり方について

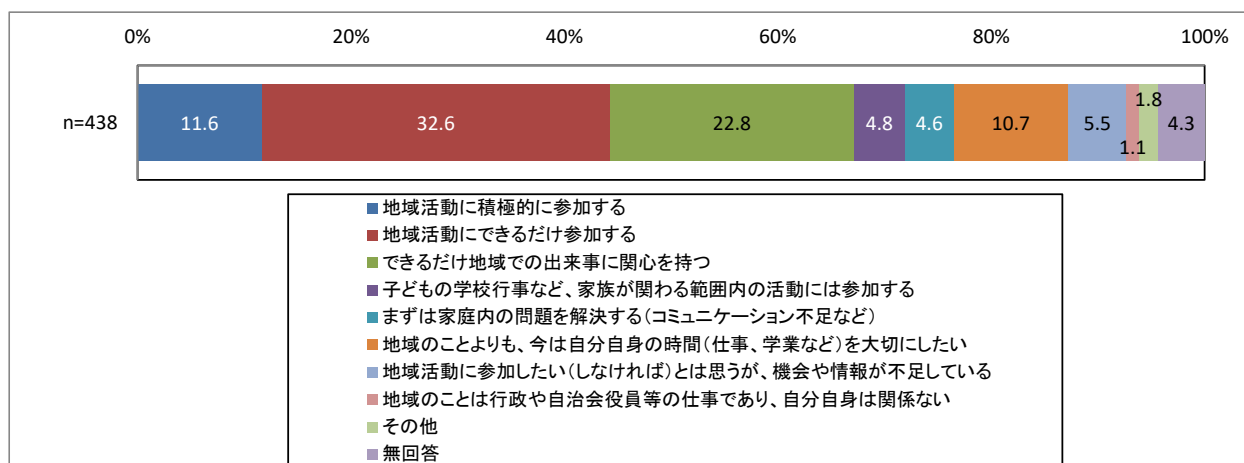
今後、屋久島町が優先して充実すべき施策では「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」、「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」がともに5割以上となっており、高齢者及び障がい者施策への要望が高くなっています。

【屋久島町が優先して充実すべき施策】



住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできることでは「地域活動にできるだけ参加する」、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」、「地域活動に積極的に参加する」など地域活動に関する回答が多くみられました。

【住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできること】



5 地域福祉に関わる事業者調査から見た現状

(1)調査概要

①調査の目的

本調査は、「屋久島町地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

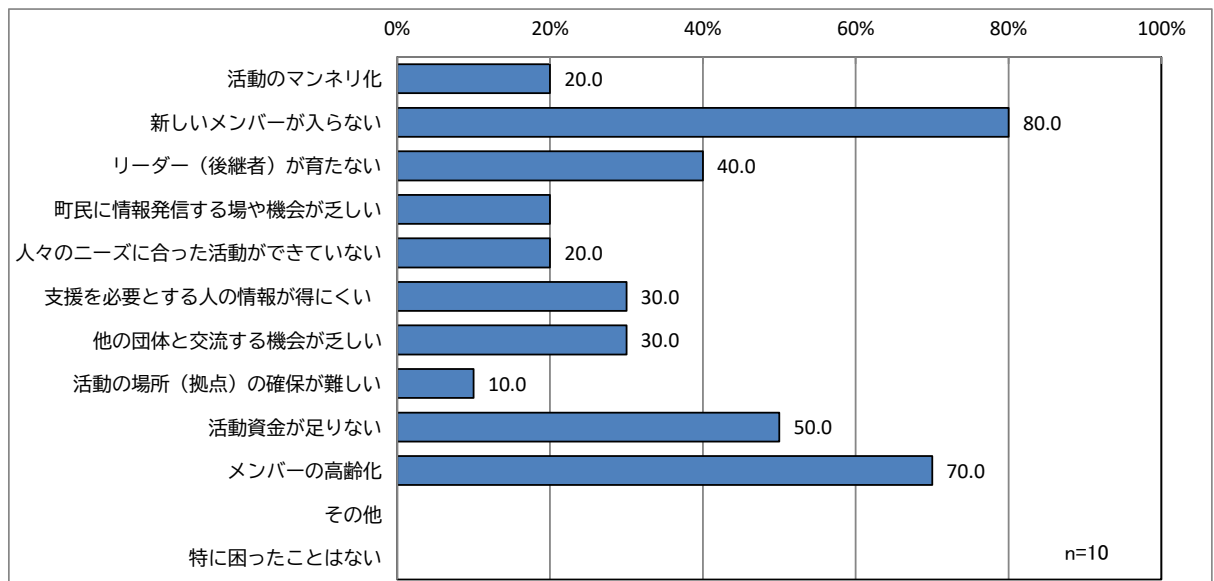
②調査対象事業者

- 屋久島町区長連絡協議会
- 屋久島町民生委員・児童委員協議会
- 屋久島町手をつなぐ育成会
- 屋久島地区精神障がい者家族会
- 屋久島保護区保護司会
- 社会福祉法人屋久島町社会福祉協議会
- 屋久島町南部地域包括支援センター
- 屋久島町北部地域包括支援センター
- 屋久島町老人クラブ連合会
- 屋久島町身体障害者福祉協会

(2)調査結果

①活動を行う上での問題点

- 地域で活動を続けていくうえで困っていることに関して、回答いただきました。
- 「新しいメンバーが入らない」が最も多く、次いで「メンバーの高齢化」、「活動資金が足りない」、「リーダー（後継者）が育たない」の順となっています。



②問題点の解決策

○「活動する上での問題点」に対して、解決のために必要と思われることを、自由記述で回答していただきました。

○各事業者より以下のようなご意見をいただきました。

- ・福祉団体が集まる意見交換の場の設置
- ・町主体による協議・交流の場の運営
- ・町民の興味・関心の周知強化
- ・公式LINEの周知徹底
- ・現役世代が活動を続けられる環境整備
- ・保護司活動インターンシップの活用
- ・人材育成と資格手当等による処遇改善
- ・役場・関係機関からの紹介体制の強化
- ・必要な個人情報の地域への適正な共有仕組みの構築
- ・情報紙等による発信方法の改善
- ・他団体との交流・協力体制の強化
- ・講師謝金等の研修費用支援
- ・研修会開催費用の補助・受講費用全額免除の助成
- ・人件費に対する保障による事業運営の安定化
- ・高齢者クラブ加入促進の仕組みづくり

地域福祉活動を継続していくうえでの課題として、活動団体のメンバーの高齢化や新たな参加者が増えないこと、後継者が育ちにくいことなど、人的体制に関する課題を指摘する声が多く見られました。これらの課題に対応するためには、活動内容や役割の見える化を図る情報発信の強化、公式LINEや情報紙等を活用した周知の拡大、さらには講演会や学習会を通じた住民意識の醸成など、地域住民が関心を持ち、参加につながる環境づくりを進めていくことが求められます。また、福祉団体間の交流や、町が主体となった意見交換の場を設けることで、地域の理解と協力体制を広げていく取り組みも重要となります。

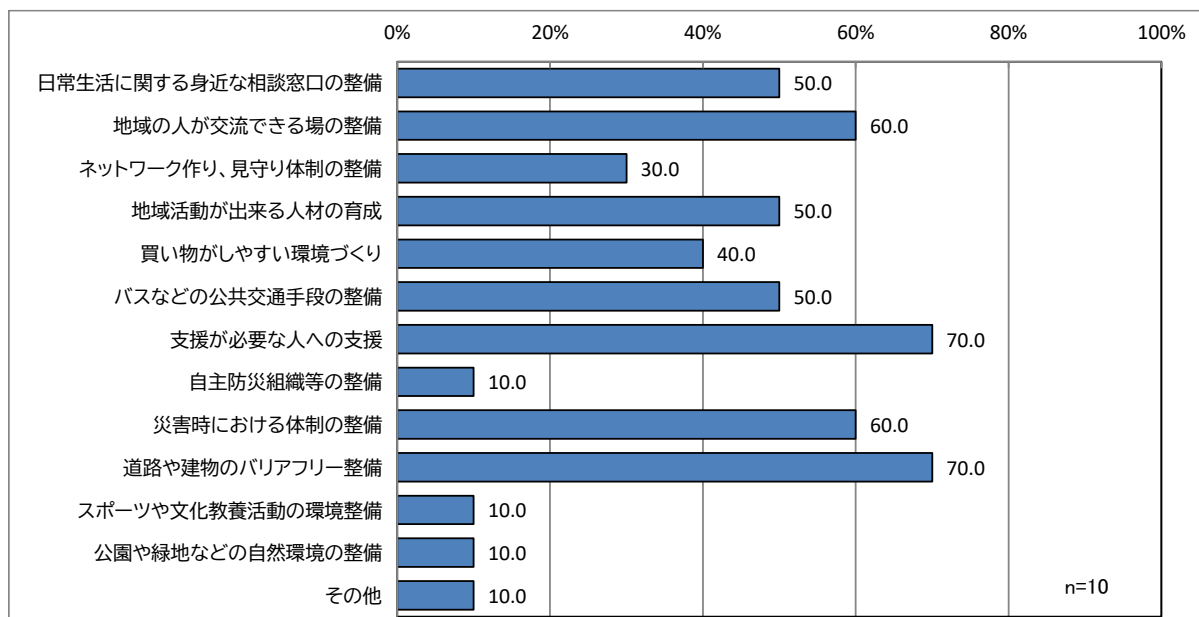
併せて、支援を必要とする人の情報が得られにくいことや、家庭の状況が把握しづらいといった、行政と地域間の情報共有に関する課題も挙げられました。個人情報保護の観点を踏まえつつ、役場や関係機関からの紹介体制の強化や、地域にとって必要な情報を適切に共有できる仕組みづくりを進めることが、支援につながる重要な基盤になると考えられます。

さらに、研修機会の不足や講師謝金の負担、活動拠点の確保、活動資金の問題など、活動を維持するための運営面での課題も示されており、研修費用の補助や助成、人件費保障等の支援策を検討する必要があります。地域の活動を持続可能なものとするためには、人的体制の強化、情報共有の仕組みづくり、活動環境の整備を総合的に進めていくことが求められます。

③地域での活動について

○すべての町民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を、みんなで築いていくために必要な取り組みに関して、回答していただきました。

○「支援が必要な人への支援」「道路や建物のバリアフリー整備」が最も多く、次いで「地域の人が交流できる場の整備」「災害時における体制の整備」の順となっています。

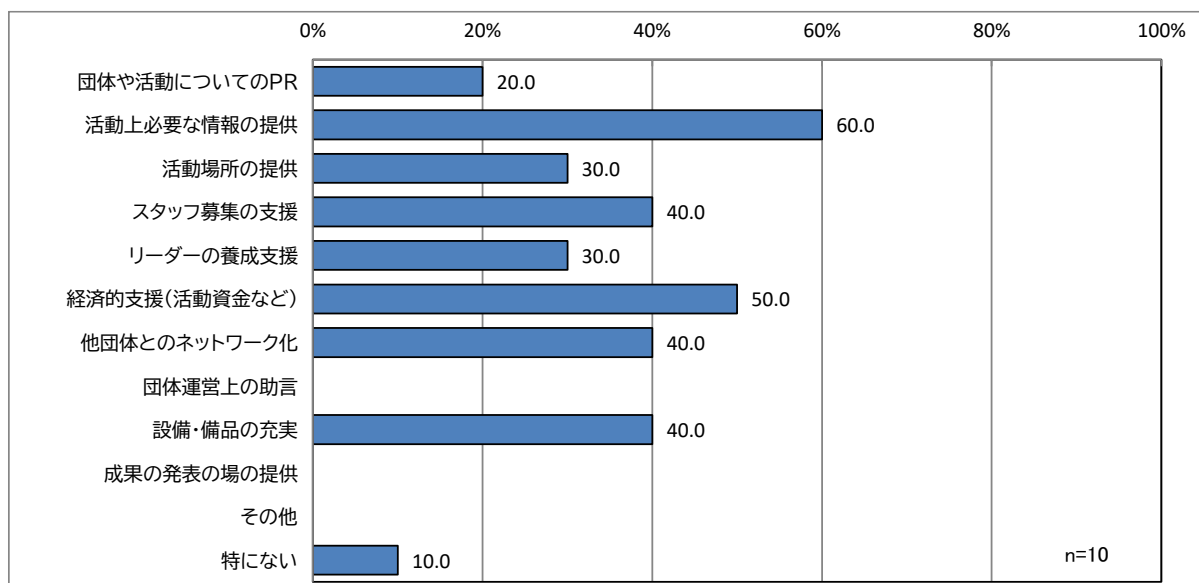


すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を築いていくために必要な取り組みとしては、支援が必要な人への支援や道路・建物のバリアフリー化、災害時における体制の整備など、安全で安心な暮らしの基盤に関わる意見が多く挙げられました。また、地域の人が交流できる場の整備、地域活動を担う人材の育成、日常生活に関する身近な相談窓口の整備、公共交通手段の充実といった、日常生活を支えるための取り組みを求める声も複数みられました。加えて、ネットワークづくりや見守り体制の整備、買い物環境の改善など、地域のつながりや生活利便性の向上に関する意見も挙げられています。

これらの結果から、地域における交流機会を促進するとともに、その交流を基盤としたネットワークづくりや見守り体制の強化が重要であると考えられます。あわせて、生活環境の整備や災害への備えなど、住民が安心して暮らし続けられるための基盤づくりを多方面から進めていくことが求められます。

④地域での活動を行ううえで、行政や社会福祉協議会に望むこと

○地域活動を行ううえで行政や社会福祉協議会に望む支援に関して、回答していただきました。
 ○「活動上必要な情報の提供」が最も多く、次いで「経済的支援(活動資金など)」、「スタッフ募集の支援」、「他団体とのネットワーク化」、「設備・備品の充実」の順となっています。



地域活動団体が活動を行ううえで行政や社会福祉協議会に望む支援としては、活動上必要となる情報の提供や活動場所の提供、スタッフ募集の支援、リーダーの育成支援、団体運営に関する助言など、多岐にわたる意見が寄せられました。また、活動資金などの経済的支援や、他団体とのネットワーク化、設備や備品の充実、成果を発表できる場の提供など、活動を継続・発展させるための基盤整備を求める声もみられました。

これらのことから、行政と社会福祉協議会が連携し、地域活動団体が必要とする情報を共有できる体制づくりを進めるとともに、活動場所や運営面での支援、リーダー育成など、団体の力を高めるための包括的な支援を行っていくことが重要であると考えられます。

⑤地域での課題及び課題解決のための取り組み

○地域での問題や課題とその問題や課題に対して必要だと思う取り組みを、自由記述で回答していただきました。

○各団体より以下のようなご意見をいただきました。

《課題・問題点》

- ・ボランティアやサロン支援者の高齢化・後継者不足
- ・福祉人材・障がい者支援スタッフの不足
- ・人材を呼び込むための住居確保が困難
- ・買い物難民支援が不十分
- ・障がい者の居住支援・移動支援体制が整っていない
- ・身寄りがない人や意思決定困難者への支援が難しい
- ・認知症への理解不足や介護家族の負担
- ・多世代で利用できる「集いの場」の不足

《課題・問題点》

- ・地元住民とIターン者、独身者同士の交流機会が少ない
- ・見守り活動が個人情報の壁で実施しづらい
- ・コミュニティとして関わり方の線引きが難しい
- ・再犯防止に関する地域の危機意識が低い
- ・犯罪増加への対応が不十分
- ・関係機関(行政・警察・学校等)との連携が弱い
- ・住居・入院・入所・葬儀・後見等に関する行政ガイドラインが不十分
- ・高齢者が安心して暮らせる居住環境(シルバー타운等)が不足

《必要だと思う取り組み》

- ・福祉人材育成研修の負担軽減(事業負担ゼロなど)
- ・福祉人材の住居整備
- ・ボランティア・サロンスタッフの支援とねぎらい
- ・買い物支援の検討
- ・障がい者グループホームの整備
- ・障がい児の移動支援事業の創設
- ・成年後見・入退院・葬儀などの手続きガイドラインの整備
- ・多世代が参加できる「集いの場」の整備
- ・地元住民とIターン者の交流・出会いの場づくり
- ・既存の場所・活動を活用した地域拠点づくり
- ・見守り活動がしやすい環境整備(適切な個人情報の扱いと共有)
- ・再犯防止計画の策定
- ・行政・警察・学校・保健所・雇用主との連携強化
- ・高齢者向け居住環境(シルバータウン等)の整備
- ・地域生活を支える基盤整備の推進

地域の課題として、地域活動を支える人材の高齢化や不足、支援が必要な高齢者・障がい者への対応の遅れ、地域のつながりや居場所の不足、再犯防止や見守りに関する地域の意識や体制の弱さなどが挙げられました。また、福祉人材の確保や住居の不足、人材育成の負担など、支援体制の基盤に関わる問題も見られました。

これらの課題に対し、福祉人材の育成や住居整備、多世代が交流できる場づくり、地域内のネットワークづくりの推進が必要であるとの意見が寄せられました。さらに、障がい者への支援体制の充実、意思決定が難しい人へのガイドライン整備、関係機関との連携強化など、地域における支え合いの仕組みづくりが求められています。

今後は、地域の交流促進に向けた支援とともに、安心して暮らし続けられる生活・福祉基盤の整備を進め、地域全体で支え合える体制を強化していくことが重要です。

⑦災害時などの避難の際に、支援を必要とする人の把握や支援

○災害時などの避難の際に支援を必要とする人の把握や支援について、必要だと思う取り組みを、自由記述で回答していただきました。

○各団体より以下のようなご意見をいただきました。

- ・災害時に支援が必要な人(要配慮者)の所在・状況を平時から把握する体制が不十分。
- ・支援が必要な人が避難所で過ごしにくく、特に知的・発達障がいがある人は環境変化による不安が大きい。
- ・少人数で過ごせる代替避難所(空き家・ホテル等)の確保が必要。
- ・支援物資を取りに行けない世帯への個別配送が必要。
- ・見守り活動団体や地域の高齢者情報が区ごとに分散し、管理が統一されていない。
- ・個人情報同意書が目的ごとに必要で、災害時の迅速な対応が難しい。
- ・災害時に町と区で共通に使えるICT(アプリ・データ保管)による情報共有体制の整備が必要。
- ・各集落で避難訓練は行われているが、組織としての具体的な役割分担や対応が委員に十分伝わっていない。
- ・災害後の被災者支援の負担が大きく、避難時の対応も含めた組織的な体制強化が求められる。
- ・タンカ・車いすなどの備品整備は進んでいるが、実際の運用や支援体制の明確化が必要。
- ・家族・近隣住民とのつながりや支援者の関係把握を平時から行う必要がある。
- ・障がい者・高齢者などへの支援は地域ぐるみで取り組むことが求められている。

災害時に支援を必要とする人への対応については、要配慮者の所在や状況を平時から把握できていないことや、障がい者や高齢者が避難所で過ごしにくいといった課題が示されました。特に、知的・発達障がいのある人には環境変化による不安が大きいため、少人数で過ごせる代替避難所の確保や、支援物資の個別配送が必要とされています。

また、見守り活動団体や高齢者情報が区ごとに分散しており、個人情報管理が統一されていないことから、災害時の迅速な支援につながりにくい点も課題となっています。このため、町と区で共有できるICTによる情報共有体制の整備が求められています。

さらに、各集落で避難訓練や備品整備は進んでいるものの、組織としての役割分担や支援体制が十分に共有されておらず、災害後の対応を含めた体制強化が必要です。あわせて、家族や近隣住民とのつながりを日頃から確認し、地域ぐるみで支える仕組みを整えることが重要であると考えられます。

第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

屋久島町第二次振興計画では、「悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・持続していくまち」を基本理念とし、まちづくりの7つのテーマ「住民の結びつきを強くする」、「出生から老後まで安心して暮らせる仕組みをつくる」、「町の魅力を引き出し、働き甲斐をつくる」、「安全で快適な暮らしを守る」、「一生学び、切磋琢磨する環境づくり」、「水と緑を大切に、人と自然が触れ合う環境づくり」、「復興と振興、魅力ある口永良部島の持続可能なしまづくり」を定め、住民、集落、行政がよく話し合い、役割分担をしながら全ての住民が屋久島町で暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいます。

本計画では、屋久島町総合計画の理念を踏まえ、「自然と文化が息づく島で、誰もが支え合い、安心して暮らし続けられる共生のまち」を基本理念として掲げます。

この理念のもと、誰もが住みなれた地域で自立した生活を営み、互いを尊重し合いながら支えあう地域づくりをめざし、地域福祉に関する施策を総合的に推進します。

基本理念

**自然と文化が息づく島で、誰もが支え合い、
安心して暮らし続けられる共生のまち**

2 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の4項目を「屋久島町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
基本目標2	安心・安全な地域環境づくり
基本目標3	ふれあいとつながりの場所づくり
基本目標4	地域福祉の担い手づくり

3 重層的支援体制整備に関して

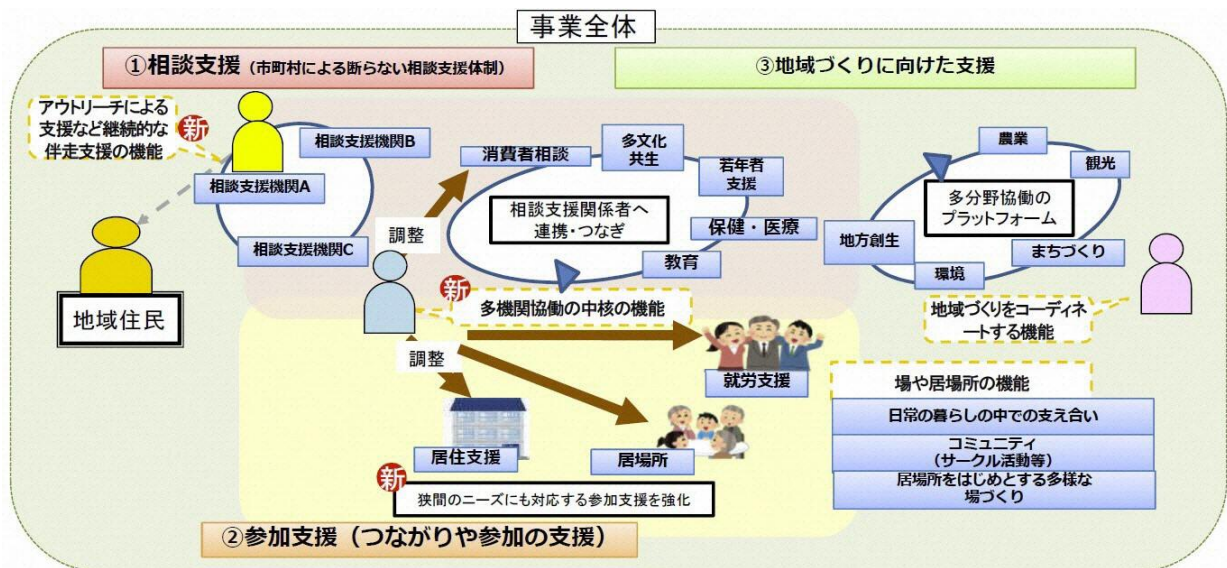
(1) 社会の現状と課題

これまでの日本の公的福祉制度は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、対象者や制度分野ごとにサービスを提供する仕組みのもとで、専門的かつ一定の支援を行ってきました。

しかし近年では、介護と育児の両方を担うダブルケアや、いわゆる8050問題、就労・障がい・孤立が複合する若年のひきこもり、ヤングケアラーなど、従来の制度や支援領域の枠に収まりにくい複雑化・複合化した課題が増加しています。これらの課題は、単一の制度につなぐだけでは解決が難しく、支援の狭間に置かれる人や、そもそも支援につながりにくい人が存在することが明らかになっています。

また、人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や単身・非婚世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域による非公式な支え合いの機能も低下しています。これにより、従来であれば家族や地域が担ってきた見守りや相談、早期発見の役割が弱まり、困りごとが表面化しにくく、孤立・排除や生活破綻につながるおそれも高まっています。

こうした現状を踏まえ、支援が必要な人を属性や世代で分けずに受け止め、相談を断らず、本人や世帯の状況に寄り添いながら、継続的かつ包括的に支援できる体制の整備が求められています。本町においても、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮等の相談支援機能を生かしつつ、地域共生社会の実現に向けた重層的で柔軟な支援体制の構築が重要な課題となっています。



4 施策体系図

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み
自然と文化が息づく島で、誰もが支え合い、安心して暮らし続けられる共生のまち	基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 サービスを利用しやすい環境づくり	(1)相談支援体制の整備
			(2)情報提供体制の充実
		2 サービス向上の仕組みづくり	(1)福祉サービスの充実
			(2)権利擁護体制の充実
			(3)生活困窮者への自立支援の充実
			(4)自殺対策を視野に入れた支援の充実
	基本目標2 安心・安全な地域環境づくり	1 安心・安全を支える体制づくり	(1)防犯体制・交通安全対策の推進
			(2)災害時や緊急時の支援体制の強化
			(3)誰もが暮らしやすい環境の整備
	基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり	1 住民がつながる場所づくり	(1)ふれあいの充実
		2 地域における連携の体制づくり	(1)地域のネットワーク体制の充実
	基本目標4 地域福祉の担い手づくり	1 福祉意識向上の体制づくり	(1)福祉意識の醸成
		2 誰もが参加できる地域づくり	(1)民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

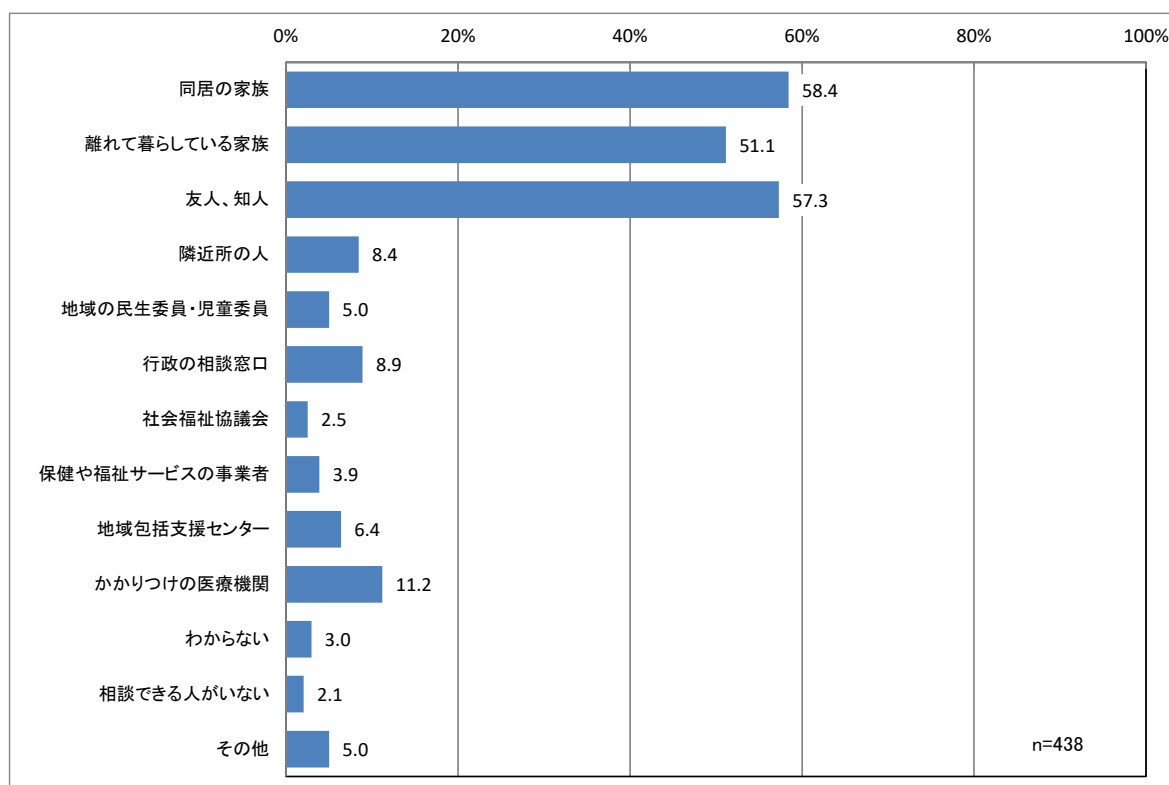
1 サービスを利用しやすい環境づくり

(1)相談支援体制の整備

地域福祉は関連する分野が多岐にわたり、保健、教育、防災、住民活動など、行政内部の複数の部署が連携して取り組む必要がある横断的な領域です。本町においても、高齢者、障がい者、子育て家庭、虐待など、個々の課題に対応するための相談窓口を設置し、相談支援体制の整備を進めています。

住民アンケート調査の結果では、悩みや心配ごとの相談先として「同居の家族」(58.4%)が最も多く、「友人・知人」(57.3%)、「離れて暮らしている家族」(51.1%)など、身近な人に相談している状況が明らかになりました。一方で、「行政の相談窓口」(8.9%)や「社会福祉協議会」(2.5%)の利用は低く、専門機関による支援につながりにくい傾向がうかがえます。相談先が身近な人に偏ることは安心感の面では重要である一方、課題が複雑化・深刻化した場合に適切な支援につながらないリスクもあります。

《悩みや心配ごとの相談先》



多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、住民が利用しやすく、困ったときに迷わず相談できる相談窓口の整備が不可欠です。あわせて、分野ごとに設置されている相談窓口が連携し、支援が途切れないようネットワーク化を進めることが重要です。さらに、社会福祉協議会や保健・医療・教育・子育て支援機関など関係団体との協働により、身近な地域で相談できる体制を構築するとともに、相談員の専門性向上やスキルアップを図ることで、より質の高い相談支援を提供していく必要があります。

【取り組みの方向性】

- さまざまな相談に対応できる体制づくりを進め、関係機関との連携に取り組むとともに、住民に身近な地域での相談支援活動に携わる人のスキル向上を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【取り組み内容】

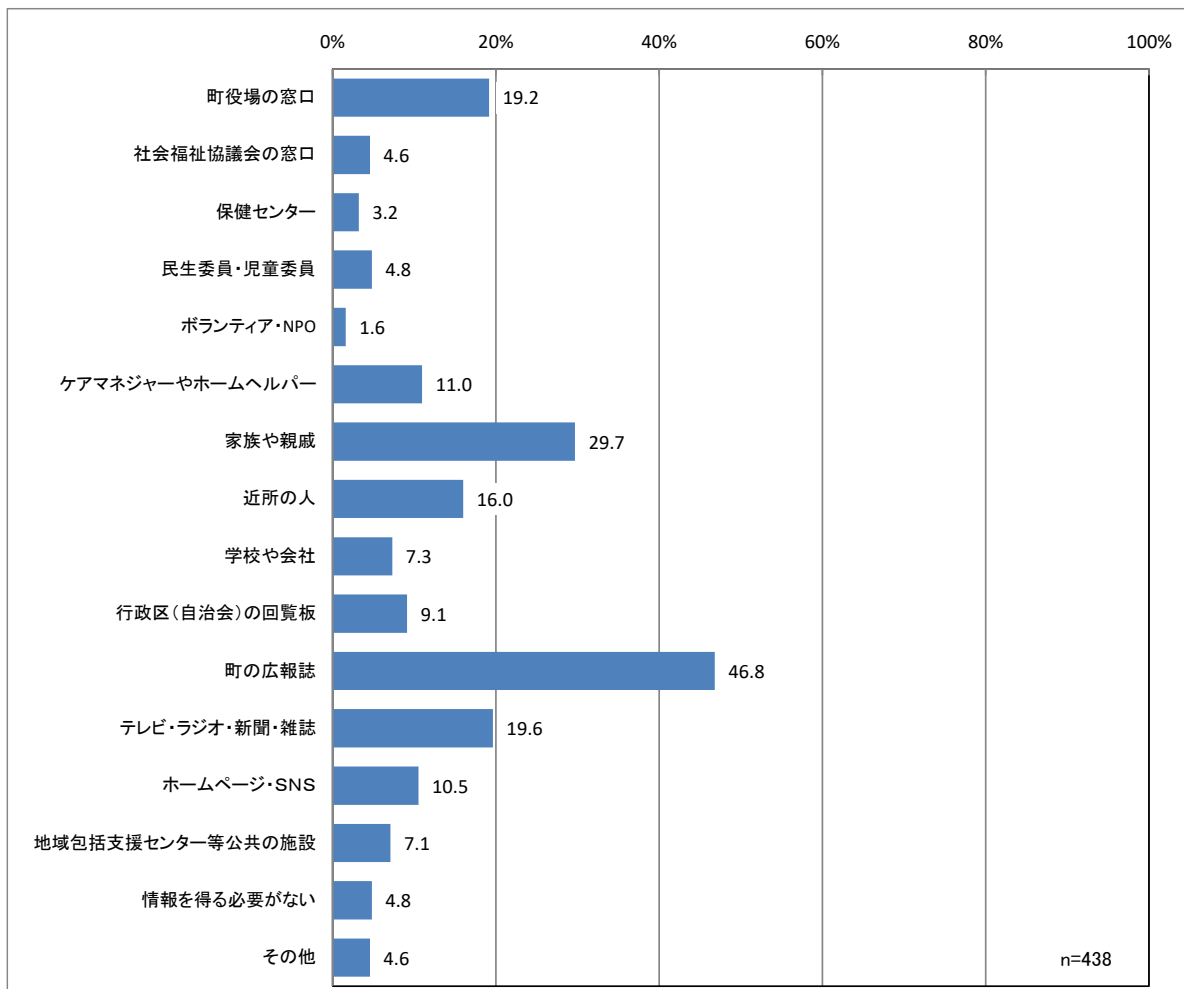
住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。 ○困っている人がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。 ○広報紙やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身に付けましょう。
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員、ボランティア等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。 ○地域の中で周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介しましょう。
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページ等を通じて、相談窓口の認知度向上に努めます。 ○各種相談窓口の連携に努めます。 ○各種相談員の資質の向上を図るため、研修等の機会の充実を図るとともに、専門的な人材の育成に努めます。 ○多様な相談内容に対応できる体制として、ワンストップサービスへの取り組みを推進します。

(2)情報提供体制の充実

福祉に関わる制度やサービスは近年めまぐるしく変化しており、福祉サービスの内容だけでなく、ボランティア・住民活動、地域の助け合いの取り組みなど、多様な情報を誰もが入手し活用できる環境づくりが求められています。特に、国の制度改正や地域の支援体制の変化が続く中で、必要な情報に適切なタイミングでアクセスできることは、住民が安心して暮らし続けるうえで重要な要素となっています。

住民アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手先として「町の広報紙」が最も多く46.8%を占め、次いで「家族や親戚」(29.7%)、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」(19.6%)が多く、日常的に接する身近な媒体を通じた情報収集が中心であることが分かりました。一方で、インターネットやSNSを活用した情報取得も一定程度みられ、情報の入手手段が多様化している状況もうかがえます。

《福祉サービスに関する情報の入手先》



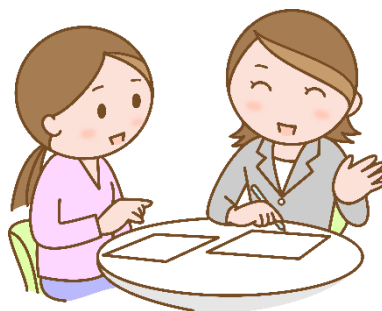
すべての住民が福祉制度やサービス、地域の福祉活動などに関する情報を、必要に応じていつでも得られるようにするためには、広報紙やホームページ、SNSなど、多様な手段を組み合わせた情報発信を充実させていくことが重要です。また、高齢者や障がいのある人など、情報を得る際に支援が必要な住民にも配慮し、文字の大きさや表現方法、配布方法などを工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいた情報提供を推進していく必要があります。

【取り組みの方向性】

- 住民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none">○福祉の制度やサービス等に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。○高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。○広報紙やホームページなどの情報を確認しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none">○地域行事や回覧板を活用した情報の提供を行いましょう。○活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。○地域で活動するボランティア等の各種団体は、見やすいパンフレットを作成するなど、活動内容や提供しているサービスについて積極的に発信しましょう。
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○広報・ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報の提供を行います。○広報紙やパンフレットなどは読みやすく分かりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫するとともに、分かりにくい専門用語を極力使わないよう配慮し、情報発信します。○福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供します。



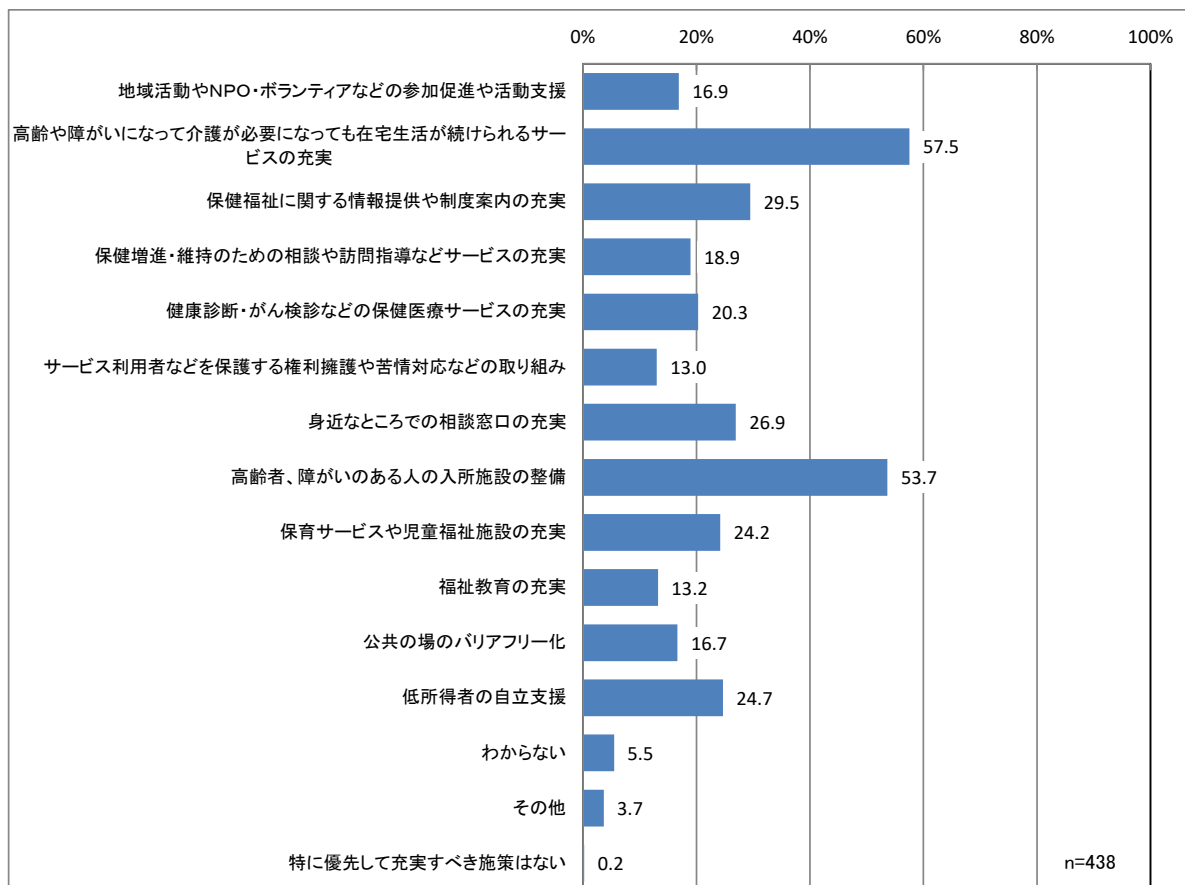
2 サービス向上の仕組みづくり

(1) 福祉サービスの充実

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるためには、住民が必要とする福祉サービスを質・量の両面で安定的に確保していくことが重要です。福祉サービスは従来、行政が中心となって提供されてきましたが、近年では介護保険法や障害者総合支援法などの制度を背景に、民間事業者や社会福祉法人、地域団体など、さまざまな主体がサービス提供に関わるようになっていきました。これにより、サービスの選択肢が広がる一方で、サービス体制を地域全体で支える仕組みづくりがより重要となっています。

住民アンケート調査では、今後屋久島町が優先して充実すべき施策として、「高齢や障がいによって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」(57.5%)や「高齢者・障がいのある人の入所施設の整備」(53.7%)が半数を超える回答を占めており、介護・障がい分野における支援の強化が強く求められていることが示されました。また、「身近なところでの相談窓口の充実」(26.9%)、「保育サービスや児童福祉施設の充実」(24.2%)など、幅広い世代の生活を支えるサービスへの期待も高いことが明らかになりました。

《今後優先して充実すべき施策》



こうした多様化する福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、制度内の福祉サービスの充実に加えて、住民、ボランティア、企業、社会福祉施設など、多様な主体が役割を担いながら連携し、地域全体でサービス基盤を支える仕組みを強化していくことが不可欠です。地域内外の資源を活用し、安心して暮らし続けられる支援体制を構築することで、質・量ともに十分なサービスを確保し、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりを推進していくことが期待されます。

【取り組みの方向性】

- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。 ○行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見・要望などを積極的に伝えましょう。
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。 ○民生委員・児童委員、ボランティア等は積極的に研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。 ○地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。 ○障がいのある人の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実を図ります。 ○子育て中の親が交流したり、気軽に相談できる場として、子育て支援センター等の充実を図るとともに、必要とされる保育サービスの充実を図ります。 ○福祉サービス提供者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等の情報を提供し、技術の向上を図ります。

(2)権利擁護体制の充実

地域福祉を推進するうえで、支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を未然に防止することは不可欠です。特に、判断能力の低下や障がい等により、自ら福祉サービスを選択・契約することが難しい人が適切な支援を受けるためには、本人の意思決定を尊重しつつ、その行使を支える仕組みや制度を整備することが重要となります。

そのため、福祉サービスを必要とする人が自らの意思や判断に基づいて適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を充実させるとともに、サービス利用者の権利を擁護するための各種制度(成年後見制度、日常生活自立支援事業、相談支援体制など)の活用を促進していくことが求められます。これらの取り組みを通じて、誰もが安心して必要な支援を受けられる地域の権利擁護体制の強化を進めていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。
- 相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。 ○虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、行政や警察に通報しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。 ○サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。 ○虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。
行政の取り組み
○成年後見制度についての相談窓口を充実し、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。 ○社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業(権利擁護)の普及・啓発に努めます。 ○さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。 ○個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。

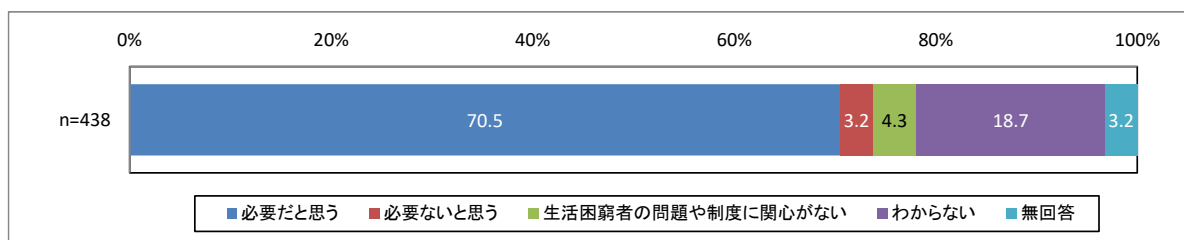
(3)生活困窮者への自立支援の充実

近年、雇用形態や社会構造の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯など、生活困窮に至るリスクの高い人々が増加しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少や失業、勤務時間の大幅な縮小が生じ、これまで生活困窮とは無縁だった層にも生活の不安が広がりました。特に非正規雇用者や飲食・観光業などの就業者を中心に、経済的なダメージが大きく、急激に生活が苦しくなるケースも多く見られました。

生活困窮者の中には、困りごとが複雑化し、自分ではどこに相談してよいかわからず支援につながりにくい人も少なくありません。新型コロナウイルス感染症の長期化により、社会的孤立や精神面の不調を抱える人が増えたことも、支援を必要とする人をさらに把握しにくくする要因となっています。こうした人々を早期に把握し、支援につなげるためには、地域住民が制度への理解を深めるとともに、地域内の支援ネットワークを強化し、相談につながりやすい環境を整えることが求められます。

住民アンケート調査では、生活困窮者の問題や支援について「必要だと思う」と回答した人が7割以上を占め、「必要ないと思う」は3.2%と非常に少なく、多くの住民が支援の必要性を認識していることが明らかとなりました。

《生活困窮者の問題や支援》



【取り組みの方向性】

- 生活福祉資金貸付事業や、生活困窮者自立支援事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組めます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。 ○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。 ○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。 ○民生委員・児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み
○生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業等、生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。 ○生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。 ○経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう関係機関との連携を図ります。

(4)自殺対策を視野に入れた支援の充実

近年、我が国では人口減少・物価高・雇用環境の変化、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による社会的孤立の拡大などにより、こころの健康の不調を抱える人が増加しています。自殺者数は長期的には減少傾向にあるものの、近年は横ばいで推移しており、特に若年層や女性の自殺が増加するなど、新たな課題が顕在化しています。こうした状況を踏まえ、国では自殺総合対策大綱を見直し、社会に存在する「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を高めることによって、自殺リスクを低減させる地域主導の実践的な対策をより一層強化する方針を示しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自治体、関係団体、民間団体、医療機関、学校、企業、そして地域住民など、多様な主体が連携・協働して総合的な取り組みを推進することが不可欠です。そのため、各主体が担うべき役割を整理し、共通認識を持ったうえで、相互に支え合う連携・協働の仕組みを構築することが必要です。

自治体には、地域の実情に応じた自殺対策を策定し、相談体制の整備、ゲートキーパーの養成、孤立防止施策との連動など、地域の「支援の網の目」を広げる役割が求められます。関係団体や民間団体には、それぞれの専門性や地域活動を生かして自殺対策に積極的に参画することが期待されます。また地域住民においても、自殺は社会全体で向き合うべき課題であるという認識を持ち、身近な人の変化に気づき、相談につなげるなど、地域ぐるみの支え合いが重要となっています。

【取り組みの方向性】

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、「自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○こころの健康に関心を持ちましょう。 ○悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○自殺言動がある方などの情報を関係機関へ連絡しましょう。 ○自殺言動がある方などを相談窓口へつなげましょう。
行政の取り組み
○自殺言動のある方などの情報共有を行うとともに、相談体制の充実を図ります。 ○関係機関と連携をとりながら専門的な知識を持つ人材育成を図ります。 ○自殺対策への知識を啓発するとともに、相談窓口を周知し自殺予防に取り組みます。

1 安心・安全を支える体制づくり

(1)防犯体制・交通安全対策の推進

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、長引く経済不安や社会構造の変化に加え、犯罪の手口が巧妙化・悪質化する傾向が見られます。凶悪事件の発生は長期的には減少しているものの、特殊詐欺やインターネットを介した犯罪、無差別的な事件など、住民の不安を高める事案は後を絶ちません。また、人口減少や地域コミュニティの希薄化によって、地域全体で目が届きにくい環境が生まれ、児童の登下校時の犯罪被害リスクや、昼間に独居となる高齢者が悪徳商法や特殊詐欺の被害に遭うケースも増加しています。

交通安全の面でも、高齢運転者による交通事故や、高齢者が歩行中・自転車利用中に被害者となる事故は依然として多く、誰もが安心して移動できる地域環境づくりが求められています。

このような状況の中で犯罪や事故を未然に防ぐためには、行政だけでなく、住民・地域団体・防犯組織・学校・警察などが連携し、地域ぐるみで対策を進めていくことが重要です。具体的には、戸締りや不審者への注意喚起、見守り活動や声かけ、防犯パトロール、回覧板や広報などを活用した情報共有を進めることで、地域の防犯力を高めることができます。

また交通安全対策においては、道路環境の整備に加え、高齢者や子ども、障がいのある人など交通弱者に対する思いやりのある行動が不可欠であり、地域全体で交通安全に対する意識を高めていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- 子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none">○不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、周りの人や警察、役場に連絡・相談しましょう。○防犯知識を身につけるとともに警察などの犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく、身近な子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。○住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none">○戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合いましょう。○不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。○学校やPTAなどの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○警察をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、住民の安全確保のための施策を推進します。○住民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報紙での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。○あいさつ運動や声かけなど、地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。

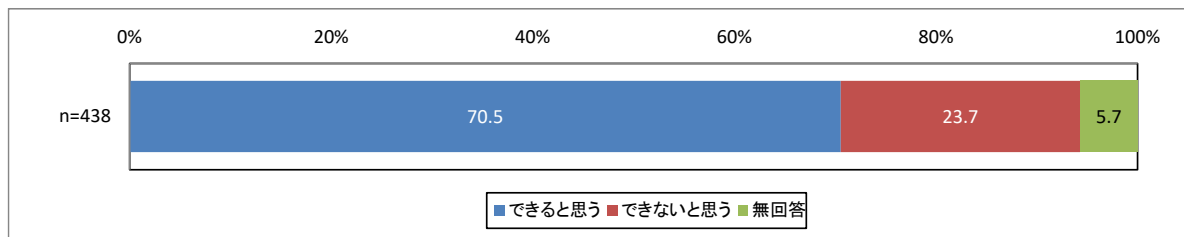


(2)災害時や緊急時の支援体制の強化

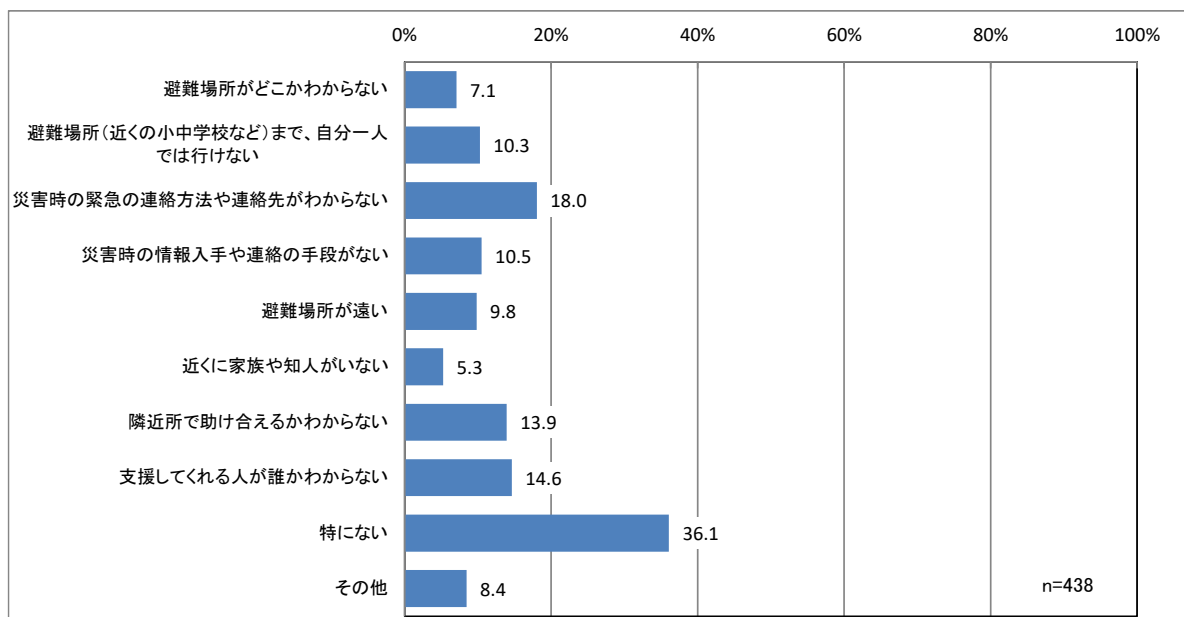
すべての住民が住み慣れた地域で安全・安心に生活するためには、災害や緊急時に安全かつ迅速に避難できる環境を整備することが欠かせません。近年は地震や豪雨、台風などの災害が全国的に頻発しており、地域における防災体制の強化がより一層求められています。

住民アンケート調査では、「災害など緊急事態が発生した場合に適切に避難できると思わない」と回答した人が2割を超えており、防災に対する不安が一定程度存在することが分かりました。具体的な困りごととしては、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」(18.0%)、「支援してくれる人が誰かわからない」(14.6%)、「隣近所で助け合えるかわからない」(13.9%)など、情報伝達や地域のつながりに関する課題が多く挙げられています。

《災害時の適切な避難に関して》



《災害時に困ること》



すべての住民が災害時に適切な行動をとれるようにするためには、必要な情報が迅速かつ確実に届く仕組みを整備するとともに、行政だけではカバーしきれない部分を、住民や自治会、関係団体、地域防災組織などと連携しながら補い合う協働体制を構築することが重要です。さらに、防災意識の向上を図るための啓発活動や防災訓練の実施、地域での助け合いの促進などを通じて、平時から地域内で支え合える関係づくりを進め、防災力の向上を図っていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none">○災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。○災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。○自分の身は自分で守るという意識を持っておきましょう。
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none">○子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要援護者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。○高齢者や障がいのある人も参加して、日ごろから地域単位で防災訓練を行いましょう。
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ホームページのほかハザードマップなどによる啓発・広報を行います。○避難所において災害時要援護者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。○災害別の避難場所や避難経路の周知、講座や広報紙等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。○万一の災害の場合に迅速な避難ができるよう、避難訓練等の開催を行います。○避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察等の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。



(3)誰もが暮らしやすい環境の整備

すべての住民が安心して快適に生活するためには、道路や公共施設など、地域全体の生活基盤を計画的に整備していくことが必要です。特に近年は、人口減少や交通事業者の人手不足などの影響により、公共交通の維持が難しくなっており、移動手段の確保が地域生活の大きな課題となっています。高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする住民が自立して暮らし続けるためには、外出や通院、買い物などに必要な移動を円滑に行える環境づくりが欠かせません。

このため、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの視点に基づき、移動が困難な人を支える公共交通や福祉交通の充実、歩きやすい歩道や段差解消などのバリアフリー化、子ども連れや高齢者に配慮した施設整備、安全で安心して利用できる買い物環境の確保など、誰もが自分らしく暮らせる地域環境を整えていくことが重要です。これらの取り組みにより、生活の利便性を高めるとともに、地域全体の包容力を向上させることが求められています。

【取り組みの方向性】

- 全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設などの整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。 ○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。 ○ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○地域で道路等の危険箇所を把握し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えましょう。
行政の取り組み
○ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設等を計画的に整備・改善していきます。 ○住民の重要な足として役割をもつ町内のバスの運行について、運行事業者と連携して、より町民が利用しやすくなるよう働きかけていきます。

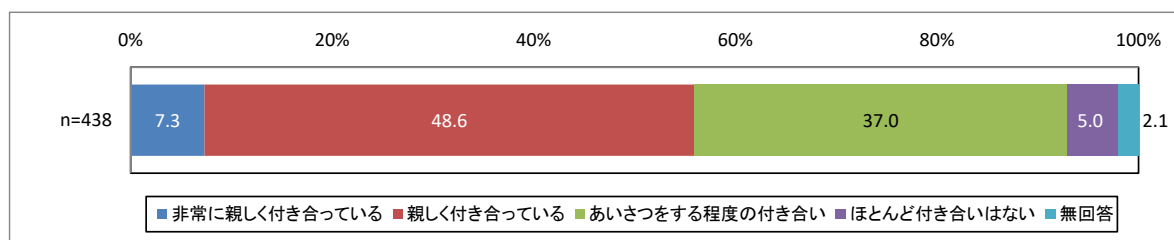
1 住民がつながる場所づくり

(1)ふれあいの充実

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基盤となるのは、個々の活動だけではなく、身近な地域での人と人との「つながり」を育むことです。しかし近年は、人口減少やライフスタイルの多様化、地域行事の縮小などにより、隣近所での助け合いや日常的なコミュニケーションが減少していることが指摘されています。地域のつながりが弱まることは、孤立の深刻化や支援が必要な人を見つけにくくなるなど、地域福祉の担い手機能の低下にもつながります。

住民アンケート調査では、「非常に親しく付き合っている」(7.3%)と「親しく付き合っている」(48.6%)を合わせた「親しく付き合っている」との回答が5割を超えており、多くの住民が一定の交流を持っていることがわかります。一方で、「ほとんど付き合いはない」(5.0%)という回答もみられ、地域によっては人とのつながりが希薄になっている状況もうかがえます。

《近所づきあいの状況》



地域の課題を解決し、支え合える地域づくりを進めるためには、住民同士が互いを知り、助け合う意識を持つことが重要です。こうした助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものであり、地域の中に誰もが気軽に参加できる交流の場をつくることや、日頃のあいさつ・声かけといった小さなコミュニケーションを積み重ねることで育まれていきます。地域住民が自発的に関わり合える環境を整え、つながりを深める取り組みを進めていくことが求められます。

【取り組みの方向性】

- 「地域のつながり」を大切に、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。 ○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域のさまざまな世代の人との交流を持ちましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○民生委員・児童委員など、地域全体で連携・協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に訪問や安否確認などの見守り活動を行いましょ。う。 ○地域であいさつ運動や声かけ運動を展開しましょ。う。 ○地域の気軽にさまざまな住民が参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょ。う。 ○地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょ。う。
行政の取り組み
○子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、さまざまな住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。 ○各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、広報紙やホームページなどで提供します。 ○高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するため、地域での高齢者同士の交流や子ども達との交流を促進します。 ○子育て中の親同士が、子どもを含めて交流できるような場や機会を提供します。

2 地域における連携の体制づくり

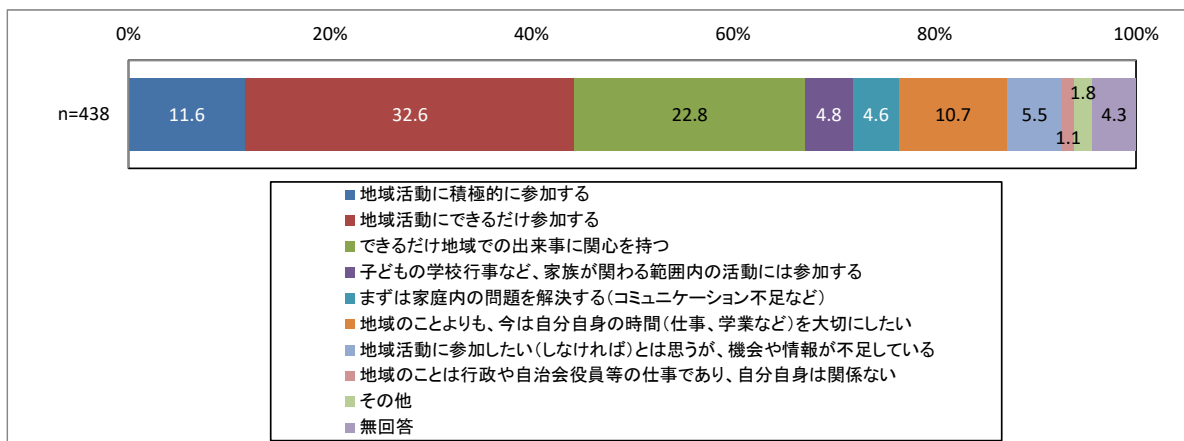
(1)地域のネットワーク体制の充実

高齢者や障がい者、子どもなど、地域で支援を必要とする人に対しては、地域の住民や各種団体が互いにつながり合い、支え合うネットワークづくりが重要です。

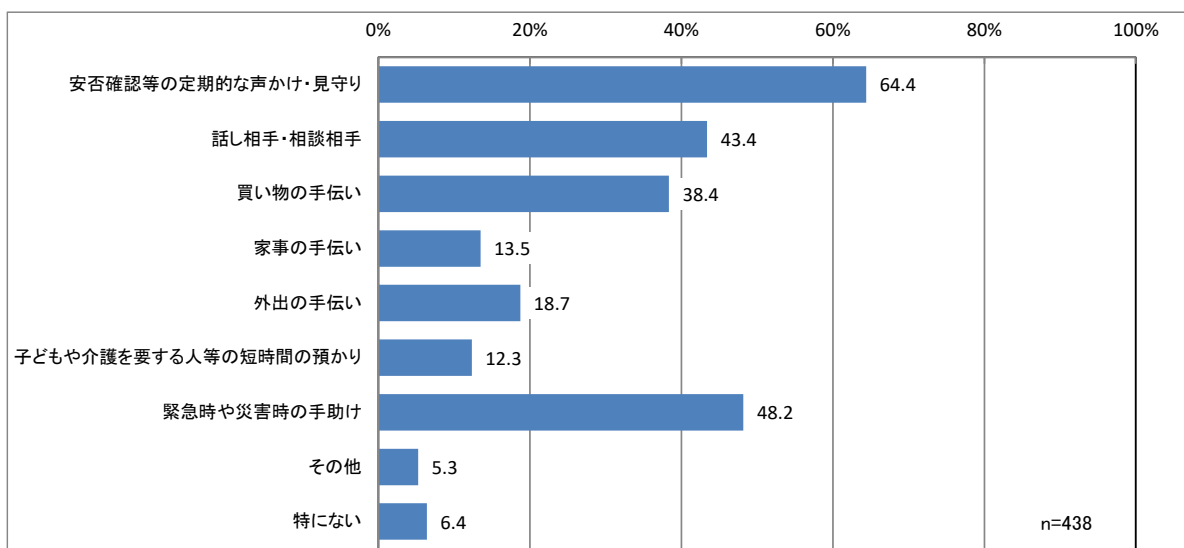
住民アンケート調査では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために住民としてできることとして、「地域活動にできるだけ参加する」(32.6%)、「地域での出来事に関心を持つ」(22.8%)、「地域活動に積極的に参加する」(11.6%)など、地域活動への参加や関心に関する回答が多く挙げられました。住民自身が地域に関心を持ち、活動の担い手として関わる意識が一定程度あることがうかがえます。

また、日常生活の中で困っている人がいた場合に「できると思う支援」としては、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」(64.4%)が最も多く、「緊急時や災害時の手助け」(48.2%)、「話し相手・相談相手」(43.4%)、「買い物の手伝い」(38.4%)など、身近な支え合いに関する回答が中心となっています。これらの結果から、住民一人ひとりが地域の担い手として役割を果たす意欲を持っていることが分かります。

《住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできること》



《日常生活上困っている人がいた場合にできると思う支援》



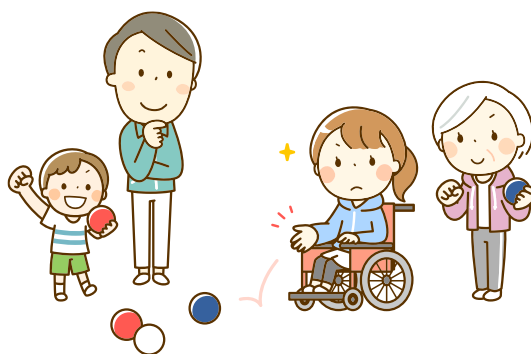
地域の活動や交流の機会を通じて情報を共有し、支援の必要な人が孤立しない体制を整えるためには、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会、関係機関などが互いに交流・連携を深めることが欠かせません。団体間や地域間で協力しながら活動を充実させることで、地域のネットワークを強化し、困りごとに気づき、支援へつなげられる地域づくりを進めていくことが必要です。

【取り組みの方向性】

- 身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地区の広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。 ○隣近所で声かけや助け合いを行きましょう。 ○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。 ○ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、民生委員・児童委員、ボランティア等を中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。 ○地域の活動や行事を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの情報を地域の中で共有しましょう。
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等見守りネットワークなど、地域単位での支え合うしくみづくりをサポートします。 ○個人情報の管理について、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。 ○各地区の地域活動について情報提供を行います。



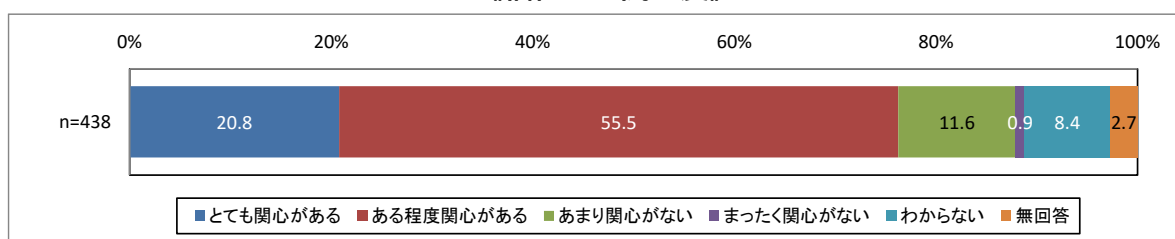
1 福祉意識向上の体制づくり

(1)福祉意識の醸成

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、自助・共助・互助による支え合いの重要性を理解することが必要です。

住民アンケート調査では、福祉に対して「とても関心がある」(20.8%)と「ある程度関心がある」(55.5%)を合わせた『関心がある』との回答が約8割を占めており、多くの住民が福祉に対して一定の関心を持っていることが明らかになりました。

《福祉への関心度》



一方で、年代別にみると「20～30歳代」では「関心がない(あまり関心がない・まったく関心がない)」と回答した割合が他の年代に比べて高く、若い世代における福祉への関心の低さが課題として示されています。この背景には、地域との関わりの希薄化、仕事や家事・育児などの多忙さ、地域福祉を身近に感じにくい生活環境など、現代的な要因が影響していると考えられます。

《福祉サービスに関する情報の入手先(年齢別)》

属性	区分	全体	関心度						無回答
			とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない	無回答	
年齢	20～29歳	100.0	7.7	53.8	15.4	0.0	23.1	0.0	
		13	1	7	2	0	3	0	
	30～39歳	100.0	15.4	46.2	25.6	2.6	7.7	2.6	
		39	6	18	10	1	3	1	
	40～49歳	100.0	18.5	59.3	16.7	1.9	3.7	0.0	
		54	10	32	9	1	2	0	
	50～59歳	100.0	14.8	60.7	16.4	0.0	8.2	0.0	
	61	9	37	10	0	5	0		
60～69歳	100.0	30.0	52.2	7.8	0.0	7.8	2.2		
	90	27	47	7	0	7	2		
70歳以上	100.0	21.3	58.0	7.5	1.1	9.8	2.3		
	174	37	101	13	2	17	4		

地域の困りごとや課題を地域の力で解決していくためには、住民一人ひとりが福祉を身近なものとして捉え、互いを理解し、尊重し合う姿勢が重要です。そのためには、若い世代を含めたすべての住民が地域福祉に関心を持つよう、福祉教育や啓発活動を充実させ、福祉について学び、考える機会を身近に提供していくことが必要です。こうした取り組みを通じて、誰もが地域の一員として支え合える地域づくりを進めていくことが求められます。

【取り組みの方向性】

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。 ○家庭内で福祉について話し合う機会を持ちましょう。 ○広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、福祉に関する正しい知識を得ましょう。
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。 ○地域の行事やイベントでは、高齢者や障がい者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。 ○学校での福祉教育を推進するほか、さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。 ○地域での行事やイベント、地域活動等について、広報やホームページなどを通じて情報提供の充実を図ります。 ○講演会や研修会、体験学習等を実施し、福祉に対する意識啓発を行います。

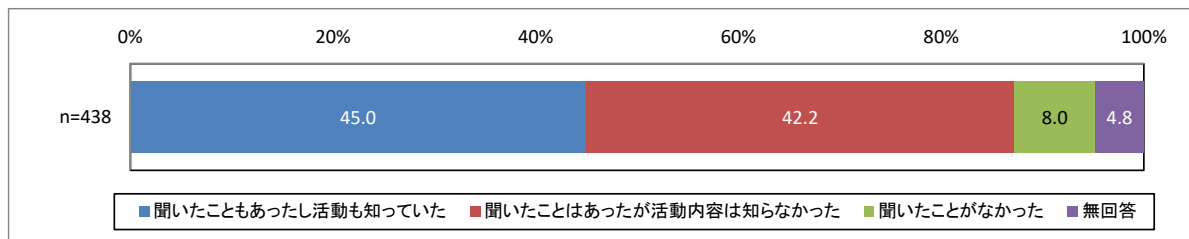
2 誰もが参加できる地域づくり

(1) 民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

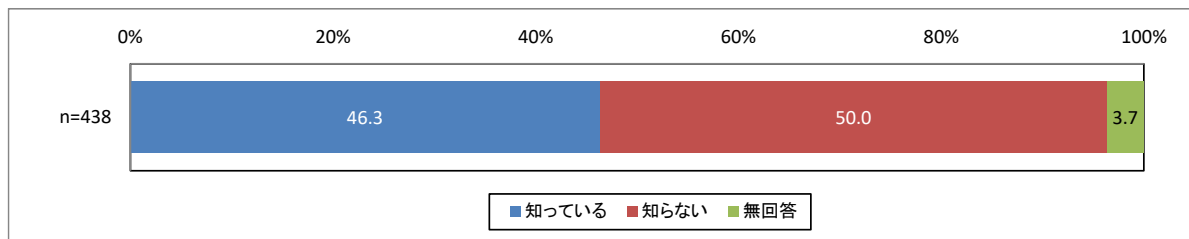
民生委員・児童委員や、地域の福祉に関わるボランティアは、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っています。高齢者や障がい者、子育て家庭への見守りや相談支援など、さまざまな分野において地域住民に寄り添い、それぞれの特性を生かしながら地域の支え合いを支えている存在です。

しかし、住民アンケート調査では、民生委員・児童委員の活動について「聞いたことはあるが内容は知らない」(42.2%)、「聞いたことがない」(8.0%)を合わせると5割を超えており、活動内容が十分に周知されていない現状が明らかになりました。また、担当の民生委員・児童委員についても「知らない」と回答した人が50.0%となっており、地域における身近な相談先として認識されていない状況が伺えます。

《民生委員・児童委員の活動内容》



《担当の民生委員・児童委員》



地域福祉の担い手としての役割を十分に発揮していくためには、民生委員・児童委員やボランティアなどの関係団体と連携し、その活動内容や役割を住民に分かりやすく周知していく取り組みを進めることが重要です。あわせて、関係団体同士が協力しながら活動の活性化を図るとともに、地域住民との接点を広げることで、困りごとに気づきやすく、支援につなげやすい地域の支え合い体制を強化していくことが求められます。

【取り組みの方向性】

- 民生委員・児童委員や福祉に関わる団体の活動内容の周知などを行い、民生委員・児童委員、福祉団体等の活動の促進を図ります。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。○ボランティア等の活動に関心を持ち、参加しましょう。○ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。○地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員、ボランティア等の活動を通じて、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めましょう。○民生委員・児童委員、ボランティア等と社会福祉協議会、自治会等、関係団体との連携・協力関係を深めましょう。○ボランティア等に参加しやすいような内容や、参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員、ボランティア等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。○広報紙やホームページを利用して、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるような体制づくりを図ります。



第5章 成年後見制度利用促進基本計画

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

認知症高齢者の増加や、障がいのある方の地域生活の自立促進が求められる中、身寄りがないことなどにより社会的孤立の状態に置かれる方が増えており、誰もがその人らしく生活を続けられるよう、権利擁護支援の重要性はこれまで以上に高まっています。とりわけ、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより財産管理や日常生活に支障が生じる方々を地域社会全体で支えることが喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、これらの方々の意思を尊重しつつ、必要な保護を適切に行うための権利擁護の仕組みとして重要な役割を担っていますが、制度が十分に利用されていない状況があります。このため、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定し、成年後見制度の利用促進を総合的・計画的に進めるため、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

これらの国の動向を踏まえ、本町においても認知症高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進を図ることが必要です。そこで、本章を「成年後見制度利用促進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に権利擁護支援の仕組みを推進していくものです。

成年後見制度利用促進法における成年後見制度の基本理念

①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

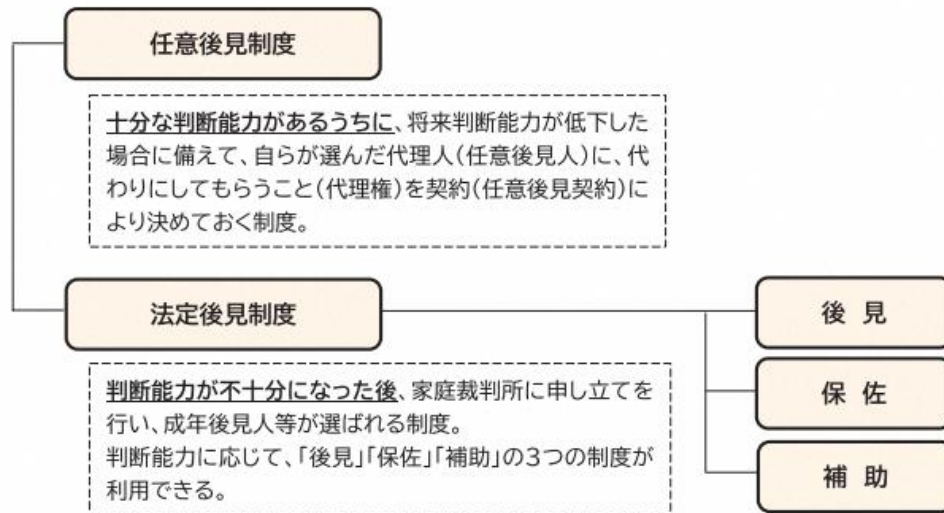
③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

2 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

■成年後見制度の種類



■法定後見制度の類型

		後見	保佐	補助
対象となる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申し立てができる人		本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項 ^{※1} についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く)	—
	申し立てにより与えられる権限	—	特定の事項 ^{※1} 以外についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権	特定の事項 ^{※1} の一部についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		株式会社の取締役等の地位を失うなど ^{※4}		—

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

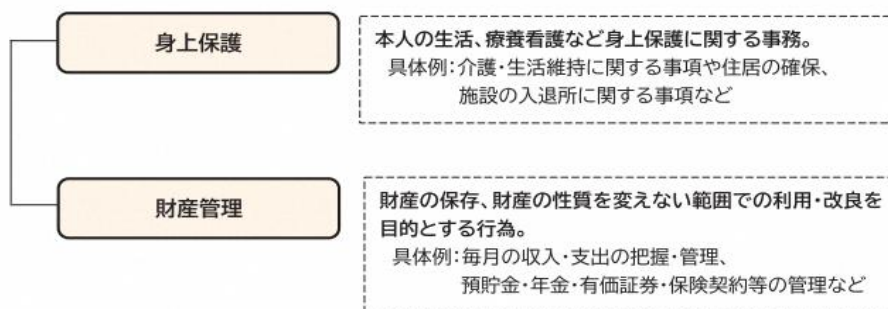
※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

※4 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年12月11日公布)において、株式会社の取締役等が後見等開始の審判を受けた場合には、取締役を選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役に就任することができます。

■成年後見人の職務

成年後見人の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。



3 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)に基づき策定する計画であり、促進法第14条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理及び点検

促進法第14条第2項において、市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしており、その機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましいとしています。

ただし、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障がい者福祉の各担当部署と連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また必要に応じて適切な見直しを行います。

6 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、本人の意思と自己決定を最大限尊重しながら必要な保護を行うことを基本としています。判断能力が不十分な方に対して成年後見人等が意思決定を補い、身上保護と財産保護を通じて権利を擁護することが制度の役割です。

しかし、制度は社会生活上の大きな支障が生じてから利用されることが多く、潜在的ニーズに比べ十分に活用されていません。財産管理中心の後見が増える中で、本人の生活や意思決定支援といった福祉的視点が十分に確保されないケースや、地域での支援体制が弱く家庭裁判所に相談が集中する課題もあります。

これらを踏まえ、成年後見制度が「本人の意思に寄り添い、その人らしい暮らしを支える権利擁護の仕組み」として機能するよう、制度の理解促進と周知を進めるとともに、相談体制や後見人支援の充実を図り、誰もが安心して利用できる環境を整備していきます。

7 具体的な取組・施策

(1) 成年後見制度の理解促進

成年後見制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

① 成年後見制度の普及啓発

広く町民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページの情報発信、講演会、出前講座等の実施に努めます。

また、保健医療福祉関係者や金融機関等を対象とした研修会を開催し、制度の周知・啓発を進めます。

② 任意後見制度の利用促進

利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度について正しく理解し、適切に安心して利用できるよう周知していきます。

③ 権利擁護支援の必要な方の発見・支援

中核機関をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な方(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等)の早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

④ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、適切な権利擁護支援ができるよう、身近な地域における相談窓口等を周知します。

(2)安心して利用できる成年後見制度の運用

申し立てる親族がない場合などは、本町が親族等に代わって後見等開始の申し立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

①町長申し立ての適切な実施

成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申し立てが期待できない場合に、町長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。

②成年後見制度利用支援事業の適切な実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立に係る費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。

③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、後見人等支援やケースのモニタリング等により本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を行います。

④後見人等の担い手の確保

成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足することが見込まれることから、町民後見人の担い手の養成・確保に取り組めます。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備

どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みの整備を目指します。

【3つの役割】

○権利擁護支援の必要な人の発見・支援

○早期の段階からの相談・対応体制の整備

○意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置に向けて取り組みます。

① 地域連携ネットワークの段階的な整備

地域連携ネットワークは、2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

○本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

○地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

② 中核的な機関の設置

各地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要と考えます。

中核機関は、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

また、市町村における中核機関の機能については、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、地域包括ケアや地域福祉ネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要があります。

中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営又は委託などにより、市町村が設置することが望ましい、としています。

今後、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関への委託や複数の市町村にまたがる「広域型」での中核機関の設置を含め、地域の実情に応じた柔軟な形での設置を進めます。

第6章 再犯防止推進計画

第6章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降で最も高い水準となりました。令和4年には47.9%とわずかに低下したものの、依然として高い割合で推移しており、再犯防止は重要な課題となっています。

社会生活上の困難を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や、出所後速やかに福祉サービスにアクセスできるよう支援体制の整備が進められています。刑務所出所者等が円滑に地域社会の一員として復帰できるよう、帰住先や就労先を確保するとともに、高齢、障がい等の個別の課題を克服するための支援を行うことは、罪のない人が犯罪被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

こうした状況の中、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。同法では、地方公共団体が国との適切な役割分担のもと、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、また再犯防止推進計画を立案し「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることが定められています。

これらを踏まえ、本町においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、円滑に社会復帰し再出発できるよう、本章を「再犯防止推進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進していきます。

2 計画の性格と法的位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定するものです。

3 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

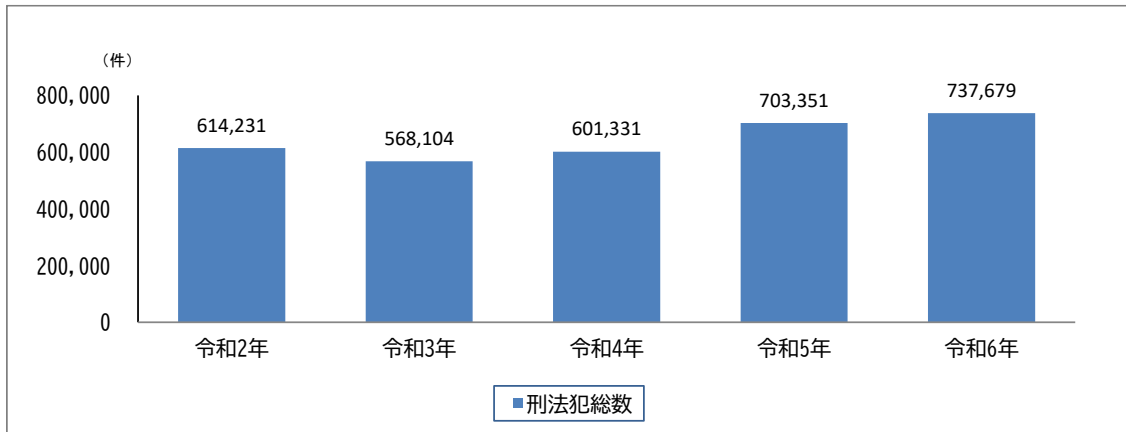
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

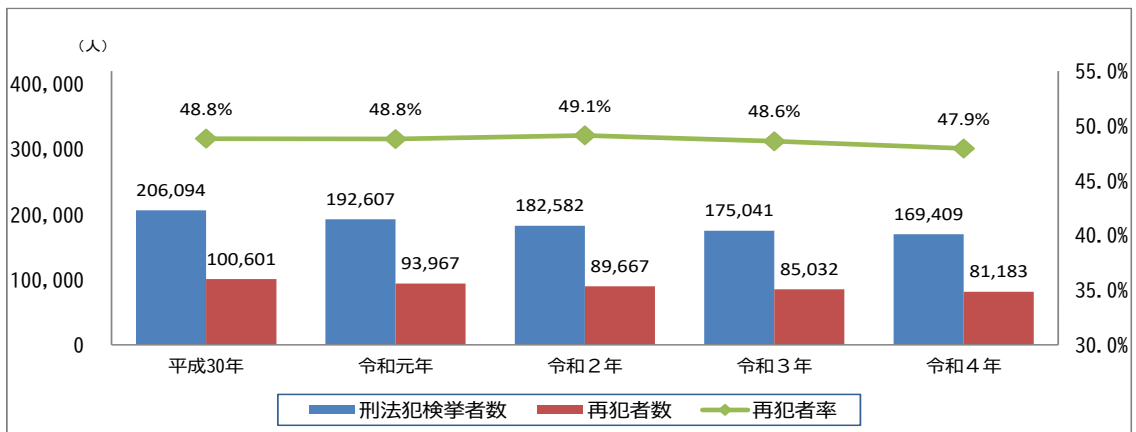
5 犯罪情勢等について

(1) 全国の刑法犯認知件数の推移



出典: 警察白書

(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出典: 警察白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

(3) 刑法犯認知件数

認知件数等	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
鹿児島県内刑法犯認知件数 (件)	4,641	5,113	6,721	7,366
屋久島町内刑法犯認知件数 (件)	28	28	52	34

出典: 鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課 市町村別の犯罪発生実態

6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、これは防犯カメラなどのセキュリティ機器の普及のほか、官民を挙げた警戒や取り締まりの強化が抑止につながっているのではないかと考えられます。

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上でさまざまな問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1) 国の取り組み

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取り組みのほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- 特性に応じた指導及び支援等
- 就労の支援
- 非行少年等に対する支援
- 就業の機会の確保等
- 住居の確保等
- 更生保護施設に対する援助
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 関係機関における体制の整備等
- 再犯防止関係施設の整備
- 情報の共有、検証、調査研究の推進等
- 社会内における適切な指導及び支援
- 国民の理解の増進及び表彰
- 民間の団体等に対する援助

(2) 町として取り組む施策

これらの国の取り組みを踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取り組みを進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

また、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

○住居の確保

公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。
また、生活困窮者自立支援事業住宅確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

○高齢者又は障がい者等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取り組みに活用します。

○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。

○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図ります。

具体的には担い手に関する情報の提供や相談場所の提供などを既に行っています。

○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

(1)住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

住民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

(2)福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参加が求められます。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、屋久島町社会福祉協議会を屋久島町における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

(4)行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、福祉支援課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

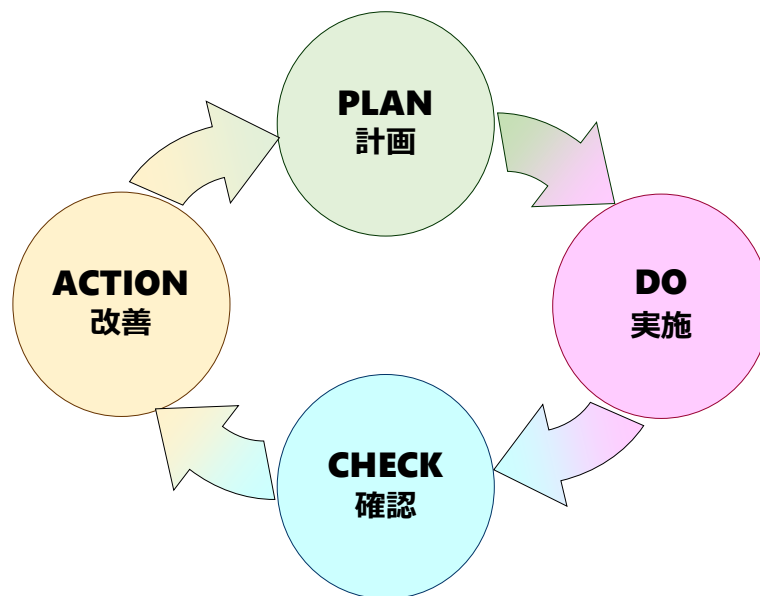
2 計画の点検・評価・推進体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「屋久島町地域福祉計画策定委員会」の委員を中心に構成し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、福祉支援課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係各課と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙や屋久島町ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



○「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

資料編

1 屋久島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

屋久島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、屋久島町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、屋久島町地域福祉計画策定委員会「以下「委員会」という。」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画に関する事項について所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 福祉・保健・医療関係者の代表
- (3) 民生委員・児童委員の代表
- (4) 福祉関係団体の代表
- (5) 社会福祉団体の代表
- (6) 関係行政機関の代表
- (7) その他町長が適当と認めた者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(事務局の設置及び庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

2 屋久島町地域福祉計画策定委員名簿

任期:令和7年11月1日～令和10年10月31日
(敬称略・順不同)

No.	機関名	職名	氏名
1	屋久島町民生委員・児童委員協議会	会長	寺田 辰男
2	屋久島町老人クラブ連合会	女性委員長	備 洋子
3	屋久島町身体障害者福祉協会	会長	寺田 九州男
4	屋久島町手をつなぐ育成会	会長	岩川 麻衣子
5	屋久島地区精神障がい者家族会	会長	西川 直子
6	屋久島町社会福祉協議会	事務局長	宮崎 浩樹
7	屋久島保護区保護司会	副会長	榎 光徳
8	屋久島町区長連絡協議会	会長	尾田 賢志
9	屋久島町地域包括支援センター	南部管理者	鶴田 志保
10	屋久島町	副町長	岩川 茂隆

第1期
屋久島町地域福祉計画

発行年月 令和8年3月
編集・発行 屋久島町 福祉支援課
〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
TEL : 0997-43-5900 (代表)
